# 

2015年8月28日(金曜日)18:00~19:00 金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation 「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

しつこいようですが、川内原発は規制基準適合性審査中。「再稼働」ではありません

# 見えてきた原 戦略の 仕掛けたのはおそ

本日のトピックはチラシ背表紙に掲載しています

た川

内原発

機

電力は25日、

細管

95

### 「**再**稼働 | なにがなんでも川内原発1号機を にしてしまい たいマスコミ各社-違法な再稼働が強行されようとしている

次冷却水の不純物を除去す

(長崎潤

出力を上げる過程で、

2015 年 8 月 25 日の夜、第 132 回広島 2 人デモのチラシ会議 を原田、重広、網野、哲野の 4 人で開きました。緊急に取り組み たい「テーマ」はいろいろ出ましたが、やはり前回に引き続き「川 内 1 号機再稼働問題」に取り組もうということになりました。福 島原発事故後、新規制基準の下での最初の再稼働であり、「30km 圏自治体同意 | が原発再稼働の第2の法的要件であることを無視 して再稼働を強行しようとする、いわば違法な再稼働を行おうと する動きのまっただ中にいるからです。つまり「今がヤマ場」と 判断したのです。「違法な再稼働」の構図は、どう理屈をつけよう が憲法違反の「集団的自衛権行使」を閣議決定し(2014年7月)、 現在国会で審議中のいわゆる「安全保障法制」提出の構図と瓜二 つです。ファシズム的体質を色濃くもった安倍内閣でこそ進行す る異常な事態です。

「違法な再稼働」を強行する安倍首相官邸(その構図は後に触れます) をこれまで一貫して陰に陽に支えてきたのが朝日新聞・NHK・共 同通信をはじめとする大手マスコミ各社です。

図 1 は 2015 年 8 月 26 日付け朝日新聞 (大阪本社版) の「川内 あす出力上昇」と題する長崎潤一郎記者の署名入り記事です。 記事の内容は、一読して「九州電力大本営発表」だとわかります。 原子力規制委員会にウラをとった形跡もありません。

しかし、この記事の最大の問題点は、現在川内原発1号機の「起 動」も、「発電」も「100%出力」(記事では"フル稼働"としています)も、 実は原子力規制委員会の「新規制基準適合性審査」の一環なのだ、 適合性審査に伴う「使用前検査中」の動きなのだ、という肝心要 **の事実をすっぽり書き落としている**点にあります。執筆者の長崎 記者が、川内1号機の原子炉等規制法に定める法的ステータスが、 「使用前検査中」であることを知らないはずがありません。つまり この書き落としは意図的なのです。なぜ長崎記者は意図的な書き 落としを行ったか?「使用前検査中」、すなわち「新規制基準適合 性審査 | に最終合格していない、ことを自ら認めることになるか らです。マスコミは 8 月 11 日川内 1 号機の検査のための起動を もって「再稼働」とすることで「談合合意」しました。(第 131 回 広島 2 人デモチラシ 4 頁参照)「再稼働は新規制基準合格後」という のが社会の常識・共通認識ですから、「検査中=合格前」に「再稼働」 が起こっては辻褄が合わなくなるのです。順番はあくまで「規制 基準合格」→「再稼働」でなくてはなりません。「再稼働」→「規制基 準合格」などという事態がおこってはならないのです。ですから、

図 1 2015 年 8 月 26 日(水曜日) 朝日新聞(大阪本社版)10 版 5 面

2次冷却系のトラブルで作 中に現在の75%から95%に 業を延期していたが、 た蒸気を冷やして水に戻す ると発表した。 上げる作業を27日に再開す 不具合があったのは、 摩川内市) 発電に使 の出力を

> 混じり込んだとみられる。 ら海水が漏れ、 3台のうちの1台。 वे 見つかったという。 気を海水で冷やして水に戻 本に穴が開いているのが 復 海水を流す細管のうち 部を止めて点検した結 水器」と呼ばれる装置

復水器内に 復水器

てい 業を実施 が流れないようにふさぐ作 月31日以降にずれ込む見通 トラブルで、フル にする予定だった。 を95%に上げ、 員会の確認を経 管も含めて計69本に、 みられるという。 せた際に細管が損傷 000 上げる作業を再開 内1号機は11日に再 段階的に出力を上げ %のフル に高温 当初は21日に出力 原子力規制 が稼働 25日に出 周辺の する。 の状況 山 海 力 細 0

長崎記者は図1の記事で川内1号機の法的ステータスが「検査 中」である事実を書けなかったのです。しかし不注意な読者は「あ あ、川内 1 号機は再稼働して、100% フル操業に向かっている のだな」と思い込むことでしょう。それこそ**原発推進勢力の狙** いなのです。再稼働を既成事実化し、そのことによって「原発 30km 圏自治体同意が再稼働第 2 の法的要件」がもつ死活的重 要性を「無意味化」できるからです。繰り返しますが、そし て何度でも繰り返しますが、今、違法な川内 1 号機再稼 働が強行されようとしています。

# 原発を巡る日本社会、「3.11」後の劇的変化

「30km 圏自治体同意が第 2 の法的要件」を無視して違法な原発再稼働強行が行われようとしている実態を見る前に、ここでもう一度基本中の基本、福島原発事故を境に日本の社会に起こった様々な「劇的変化」に立ち返って理解を深めておきましょう。この劇的変化を再認識して置かないと、今進行している事態を原発推進勢力の視点から眺めることができないからです。

そのため、『「3.11」を境に劇的に変化』という一覧表を用意しました。網羅的ではないものの、重要諸点は掲載してあります。

# 原発世論の劇的変化

「3.11」後の劇的変化の中でもその出発点は、なんといっても「原発国民世論」の劇的変化ではないでしょうか?マスコミ各社の世論調査では、おおむね 5-6 割が「原発反対」という結果が出ています。しかしこれは信頼できません。マスコミの世論調査は、土曜・日曜・休日に一般家庭に電話をかけ、やや誘導気味の質問を行ってえられた結果です。休みに自宅にいて、固定電話にかかってきた質問に、無警戒に回答をする層は、一般に高齢者所帯が中心で、しかも社会・政治問題に関心の薄い層だと見当がつきます。幸いに私たちは信頼の置ける学術調査の結果を知ることができます。「原発をめぐる世論の動向」と題する東大名誉教授広瀬弘忠氏のグループが行った学術調査です。2013 年 7月17 日原子力委員会の求めに応じて広瀬氏が報告をしています。その報告によれば、調査時期によって若干の異動がありますが、

「原発即ゼロ」「原発段階的に解消」を合わせると、つまり「原発 反対の国民世論」の割合は常に80%以上という結果が出ています。原発推進勢力(今やその中心には首相官邸がどっかり座っています) は、広瀬氏調査を採用するか、それともマスコミ世論調査を採用するか、といえば議論の余地なく広瀬氏調査を採用するでしょう。

# 原発は苛酷事故を起こすもの

こうして「国民世論の8割以上が反対」する中、いかにして「原発を維持・継続」していくか、という問題が、原発推進勢力の最大課題となりました。田中俊一原子力規制委員会委員長が「大多数の国民のみなさんが、ダメだ、といえば原発再稼働はむつかしでしょうねぇ」というゆえんです。

そして表番号 2 の劇的変化が生まれるのです。日本の原発推 進勢力は、「絶対安全な科学技術などありえない」ことを率直に

<次ページに続く>

# 表1 「3.11」を境に劇的に変化

項目		3. 11原発事故前	3. 11原発事故後
1	原発世論	大多数が賛成または消極的賛成	国民の8割以上が反対 (※1)
2	原発に対する法的考え方	苛酷事故は起きない	苛酷事故は起きる
3	規制手段の根幹的 考え方・手法	3層の深層防護	5 層の深層防護 (5 層目がベント <sup>(※2)</sup> に対処する広域避難)
4	規制当局	原子力安全委員会 原子力安全・保安院	原子力規制委員会 (規制の一元化、独立性が建前)
5	原子力規制法体系の 主な目的	エネルギー安全保障	国民の生命・健康・身体・財産の保護、 環境の保全
6	広域避難計画	法的義務なし	原発から概ね 30km 圏自治体に義務づけ
7	原発立地自治体	原発直接立地自治体	原発から概ね 30km 圏自治体
8	稼働の法的要件	原発立地自治体の同意は不必要	原発立地自治体(概ね 30km 圏)の 同意が必要
9	用語の違い	安全基準・安全審査	規制基準・規制基準適合性審査
10	原子力災害に関する ステータス	平常時	原子力緊急事態 (3.11福島第一原発事故による 原子力緊急事態宣言が継続中)
11	司法	司法が原発の運転を直接禁止したことはない	司法が原発の運転を直接禁止 (2015 年 4 月、福井地裁が関西電力高浜原発の運 転を差し止める仮処分命令を出した。現在有効)
12	反・脱原発市民運動	スローガン連呼型	政策集団化・シンクタンク化 <sup>(※3)</sup>

- ※1:マスコミ各社の世論調査は原発反対の国民世論を過小評価気味なので、2013年7月17日、平成25年度第27回原子力委員会定例会合で、東京大学名誉教授広瀬弘忠氏が報告した「原発をめぐる世論の動向」を参照した。同報告は学術的手法による調査で電話によるマスコミの世論調査より遙かに信頼性が高い。
- ※2:苛酷事故の破局的状況を回避するための意図的放射能放出
- ※3:2014年5月の福井地裁大飯原発運転差止め判決は政策集団化・シンクタンク化した市民運動による重要な成果 といえる
- ※4:2012年12月の自公・安倍政権成立後、「3.11前」回帰の潮流が顕著に。公明党が3.11以降明らかな原発推進 政党に変身。

#### <前ページより続き>

認め、「原発安全神話」はウソでしたと撤回し(安倍晋三氏はまだ撤回していませんが)、原発は苛酷事故を起こす蓋然性があることを原子力規制行政の中心課題に据えることによって、国民の理解を得ようとしたのです。わかりやすくいえば、「原発は苛酷事故を起こす可能性があります。しかしその時生ずる放射能災害は最小限に抑えてみせます。だからどうか原発を維持・継続させてください」ということです。

これに伴い原子力法体系も変化させました。原子力規制行政 法体系の目的は「エネルギー安全保障」から「国民の生命、健康、 身体、財産の保護及び環境の保全」に力点を移さざるをえなく なったのです。(表1番号5)

また、規制当局も「規制の虜」になりやすい、原子力安全委員会・経産省の原子力安全・保安院から、三条委員会として独立性の高い「原子力規制委員会」が成立し、規制行政の一元化を行おうとしました。原発推進勢力は、「原子力規制行政」に対する国民の信頼を取り戻そうと必死になり、現在に至っています。(番号4)

# 5 層の深層防護の第 5 層 (広域避難計画)

重要な劇的変化は、規制行政の根幹である規制基準を支える思想・手法にもあらわれました。苛酷事故を起こすという前提からは、もし苛酷事故が発生し、原子炉圧力容器が破裂・爆発するなどの破局的状況は絶対避けねばなりません。これがおこれば、福島第一原発事故の時に想定されたように東日本壊滅状況が訪れます。破局的状態を避けるには、人為的に放射能を環境に放出し爆発・破裂を回避するしか方法はありません。しかし、住民避難をしないままこれを行えば、「国民の生命、健康、身体、財産の保護及び環境の保全」を謳う現在の原子力規制行政法体系全体に対する重大な違反行為になります。こうして「広域住民避難」を法的に義務づける「5層の深層防護」の思想と手段が採用されることになりました。(番号3及び番号6)

破局的状態を回避するための人為的放射能放出は、一般的に "ベント"と呼ばれていますが、ベントの際、広域避難の範囲は どこまでにするかが大きな議論になりました。その際日本の原 発推進勢力は、ICRP(国際放射線防護委員会)の提案と勧告を採 用し、「100mSv 以下の被曝では健康に害があるという科学的 証拠はない」(私は「放射能安全神話」と名付けています)として、 「100mSv 被曝」を避難基準の数値としました。そして各種シ ミュレーションを行い、この基準を上回る被曝の恐れがある範囲を原発から「概ね 30km 圏」としました。これを法令化した 文書が原子力規制委員会の施行した「原子力災害対策指針」です。 そして原発から「概ね 30km 圏」区域を「原子力災害対策重点 区域」と位置づけたのです。3 頁図 2 に川内原発の「原子力災 害対策重点区域」を示していますので参照してください。

# 原発推進勢力の設けたトリック

原発推進勢力はここでトリックを設けました。狭い国土に人口が密集する日本で、とっさの間に数十万人の人々が避難できる実効性のある避難計画などできるはずがありません。だから避難計画の実効性を審査しないことにしたのです。これなら紙の上での避難計画でも法的要件は満たせます。つまり「自治体同意」は取り付けられたことになります。このトリックを国会



の場で指摘したのが元首相の菅直人議員であり、「日本の 5 層の 深層防護には実は第 5 層は存在しない」と喝破した泉田新潟県 知事でした。

# 史上初めて司法が 原発の運転を直接止める

この調子で「3.11後の劇的変化」について書き続けていくと確実に紙幅がなくなります。ですから後は表 1 をご覧いただいて各自理解を深めていただきたいのですが、1 点だけどうしても触れないわけにはいきません。それは番号 11 です。

「3.11前」、日本の司法は権力の婢(はしため)に過ぎませんでした。司法が原発の運転を直接禁止し、それが有効だったことは一度もありませんでした。しかし福島第一原発事故は、日本の司法界にも深刻な自己批判と反省をもたらしました。そして2015年4月14日、福井地裁は申し立てられていた高浜原発運転差止仮処分を決定し、関西電力に運転禁止を命令しました。この命令は現在も有効で、このため関西電力は高浜原発3・4号機の運転が法的にできなくなっています。「司法が原発の運転を直接止めた」日本で初のケースとなったと同時に、「3.11後」の劇的変化としてここで特筆しないわけにはいきません。

注目すべきことは、この福井地裁による「高浜原発運転禁止 仮処分命令」決定(樋口英明裁判長)が法的根拠としたのは、現 行原子力規制法体系ではなく、日本国憲法だったことです。日 本国憲法が現実に、原発という「科学技術の暴力装置」から私 たちの「人格権」を守ってくれているのだということを証明し たのです。また、樋口英明の名は日本の青史に燦然ととどまる ことでしょうし、原発推進勢力からは「大悪人」としてその名 が末永く記憶されることでしょう。樋口氏は京都家裁の一判事 としてその裁判官人生を終えることとなりそうです。

# 原発30km圏自治体同意がなぜ再稼働の法的要件なのか

「原発 30km 圏自治体同意がなぜ再稼働の法的要件なのか」に関しては前頁で大づかみに触れましたが、ここではやや詳しく見ておきましょう。原発再稼働を巡る現状把握において決定的に重要となるからです。

川内原発 1 号機に例をとって話を進めましょう。原子力規制委員会が無事「使用前検査を終了」し、九州電力が 1 号機に関して最終的な規制基準適合したとしましょう。(期日は特定できないもののそう遠い将来の話ではありません) そうすると、その日から九州電力は川内 1 号機の再稼働ができるのか、少なくとも法的にはそれが可能なのか、というとどうもそうではなさそうです。この件に関して気になるやりとりが衆議院原子力問題調査特別委員会で行われています。2014 年 11 月 6 日のことでした。質問者は元首相で今は反原発の闘士となった感のある菅直人氏です。

原発の再稼働にあたって、原発立地自治体は原子力災害対策特別措置法(以下原災特措法)に基づいて原子力地域防災計画を作成することが義務づけられています。一方で原子力事業者は、自治体の作成する原子力地域防災計画と整合性のとれた事業者防災業務計画の作成が義務づけられています。

このとき「原発立地自治体」とは原発安全神話時代の、直接立地自治体と直接立地道府県のことを指しているのではありません。法令は明確に「おおむね 30km 圏自治体」と明示しています。(原子力災害対策指針=以下原災対策指針)

菅氏はこの点をとらえて、原子力事業者を代表して委員会に 出席している東京電力の姉川尚史氏に次のように質問します。

「そうすると、たとえば 30km 圏のある自治体がですね、それは困ると、安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るとといえば、稼働はできないという理解ですね? (地域防災計画の中心である避難計画に実効性がないこと指している)」

「30km 圏自治体がこれでいいといわないと、(原発再稼働の) スイッチは押せない。そういう理解でいいんですね?」

これに対して姉川氏は次のように答えます。

「(30km 圏自治体の) 地域防災計画が定まっていない、すわなちご理解をいただいていないということであれば、我々事業者としては条件が十分でないと。再稼働の(法的)条件が十分でないと認識しております」(14頁「菅直人議員質疑抜粋」の右コラムのやりとりを参照のこと)

# ベントは人為的放射能放出

いったいこれは、どういうやりとりなのでしょうか?電力会社やマスコミは、再稼働にあたり地元同意は法的要件ではないと主張しています。しかし、国会の場で原子力事業者代表である東電姉川氏は全く別な見解を示しています。わかりやすくいうと「30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件だ」ということになります。

この禅問答のようなやりとりは、もう少し掘り下げて理解する必要がありそうです。

30km 圏自治体が作成する原子力防災計画の根幹は、当該原発が、この場合川内原発 1 号機が、フクシマ事故並の苛酷事故を起こし、原子炉内の放射能を環境に向けて放出せざるを得ない状態になった時に生ずる広域避難計画にあります。

「環境に放射能を放出せざるをえない状態」とは、原子炉内でシビアアクシデントが発生し、圧力容器の内部圧力が上昇し、このままでは内部圧力で圧力容器が破裂・爆発する状態のことを指します。圧力容器が爆発してしまえば、中の放射性物質はすべて環境に飛び散り拡散しますから、南九州あるいは九州全体が全滅といった破局的状況を迎えることになります。この破局的状況を回避するため、わざと内部圧力をさげるため、放射能を環境に放出する、このことを「ベント」と呼んでいます。つまりベントは人為的(意図的)な、放射能放出です。このベント行為から逃れるための「防護手段」が、「広域避難計画」という関係にあります。

一方で、原子力事業者はその事業者防災業務計画において、 自ら行ったベントからの、住民の避難を、事業者として支援す ることが義務づけられています。

自治体が、みずから作成する防災計画 (避難計画) に実効性がない、あるいは原発再稼働そのものに反対だといえば、原子力事業者は当然のこと、事業者防災業務計画の策定ができなくなります。事業者防災業務計画自体は原子力規制委員会の指示で策定しますから、規制委が事業者防災計画に不備があるといえば、それを押し切って九州電力は川内原発を再稼働できなくなります。姉川氏の発言は、「30km 圏自治体の同意がなければ再稼働できない」という法的縛りを、原子力事業者の立場から描写したものだと考えられます。

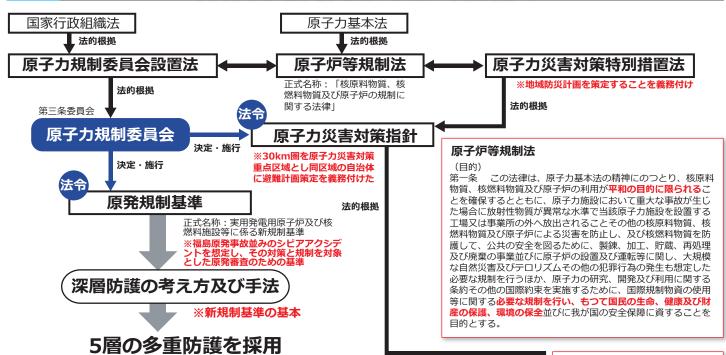
「30km 圏自治体の同意がなければ再稼働できない」という法的縛りを原子力規制委員会の立場からみるとどういうことになるでしょうか?

前述のように、原子力規制委員会は「3.11後」、その原子力規制行政を転換し、「5層の深層防護」の思想と手法を採用しました。「3.11前」の、第3層までの規制項目を充実させると共に、新たに苛酷事故を想定した第4層に対応する規制項目を設定し、新規制基準の目玉としました。

(といっても規制委の規制基準が、安倍首相や伊藤鹿児島県知事が主張するように世界で最も厳しい安全基準、というわけではありません。そもそも「5 層の深層防護」そのものが IAEA の安全基準のパクリなのですから)

ここで奇妙なことが起こります。 5 頁表 3 にもあるように、原子力規制委の新規制基準を根幹から支えるはずの「5 層の深層防護」のうち肝心の第 5 層は「規制委の担当外」なのです。規制委は第 5 層の防護手段(その中心はベント時の避難です)について自治体にあれこれ指示はするが、その実効性については審査しないのです。つまりいい放しです。第 1 層から第 4 層までは規制委の担当で規制規則を決めて厳しく審査するが、第 5 層は規制委の担当外だということなのです。「奇妙なこと」というのは、フクシマ事故後の原子力規制行政の根幹防護思想として取り入れた「5 層の深層防護」であるにもかかわらず、もっとも肝心な第 5 層と、その実効性に関する審査は規制委は「オレは関知しない」といっているのです。

# 再稼働地元同意の法的仕組み



規制委 が担当

規制委 担当外

多重防護レベル 運転状態 防護目的 目的達成手段 異常運転及び 保守的設計及び建設・運転 第1層 通常運転 故障の防止 における高い品質 制御、制限及び防護系、並 異常運転の制御及び 第2層 予期される異常運転 故障の検出 びにその他のサーベランス 設計基準内への 工学的安全施設及び事故時 第3層 異常運転 手順の整備・確認 事故の制御 格納容器の防護を含めた 事故の進展防止及び 第4層 シビアアクシデント 重大事故の影響緩和 アクシデントマネジメント シビアアクシデント 第5層 原子炉破裂など するため意図的放射 民広域游 破局的状況 能放出



# 30km圏広域避難計画(最終最後の手段)

- ※規制基準の基本5層の深層防護のうち、第4層までは原子力規制委員会 の規制審査対象
- ※第5層はいずれの機関も規制・審査の対象としていない



第5層の防護手段、広域避難計画の実効性は誰が審査し保証するのか?

誰も審査しない。誰も保証しない

※第5層の実効性は制度上担保しない

第5層は機能するのか? (機能しなければ規制基準体系は崩壊)

(A) 広域避難計画策定者である 自治体が実効性ありと判断 した場合 B 広域避難計画策定者である 自治体が実効性なしと判断 した場合

第5層は機能する

第5層は破綻する(多重防護破綻)

規制基準崩壊を避ける唯一の手段は 当該原発の再稼働を認めないこと

規制基準の基本崩壊

### 原子力規制委員会設置法

(設置)

第二条 国家行政組織法第三条第二 項の規定に基づいて、環境省の外局 として、原子力規制委員会を設置す る。

(仟務)

第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。)を任務とする。

### 原子力災害対策特別措置法

(目的)

この法律は、原子力災害の 笹-冬 特殊性にかんがみ、原子力災害の予 防に関する原子力事業者の義務等、 原子力緊急事態宣言の発出及び原子 カ災害対策本部の設置等並びに緊急 事態応急対策の実施その他原子力災 害に関する事項について特別の措置 を定めることにより、核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関す る法律 (以下「規制法」という) 災害対策基本法、その他原子力災害 の防止に関する法律と相まって、原 子力災害に対する対策の強化を図 り、もって**原子力災害から国民の生 命、身体及び財産を保護する**ことを 目的とする。

### **C**:法的要求

# 原発再稼働のため には原発地元の同 意が必要

- ●原発立地自治体の同意が 再稼働の法的必須条件
- 原発立地自治体とは現在 のところ30km圏自治体

# 「稼働・再稼働」にタッチしない 珍妙な原子力規制当局

「5 層の深層防護」が原子力規制委員会の現行規制基準を支える重要な根幹思想であり、第 1 層から第 4 層までと同様に、第 5 層も厳しくその実効性が問われなければなりません。それでなければ、5 頁表 3 の「5 層の深層防護」は音を立てて崩れ落ち、それを根幹に置く規制委の「新規制基準」も「世界でもっとも厳しい規制基準」どころか「世界で最も劣悪な規制基準」ということになります。第 5 層の実効性は、現在の規制基準全体の実効性を担保する関係になっているのです。

第一、「避難計画」に実効性がないとなれば、原子炉等規制法の第一条、原子力規制委員会設置法第三条、原子力災害特別措置法第一条など、現行原子力規制法体系全体を支配する考え方、「国民の生命、健康、身体を保護する」という法の精神に反します。(保護してくれなくていいから、原発やめてよ、というのが私の本音ですが、いまはそれは横に置いておきましょう)

## つまり、避難計画に実効性が担保されていなければ、明白な 法令違反となります。

しかし、前述のごとく第 5 層は規制委の担当外です。ですから田中俊一委員長が再三再四明言するように「規制委は規制基準 (第 4 層まで)に適合するかどうかを審査する機関であり、再稼働の判断には全く関係しない」といわざるを得ないのです。もし第 5 層の防護手段の実効性についても原子力規制委員会の責任範囲であり、厳密な審査をするならば、田中氏は胸を張って「規制委は再稼働の可否を技術的レベルで審査・判断する機関だ」というでしょう。そして残る課題は「内閣による再稼働に関する政治判断のみである」と言い切ることができたでしょう。しかし現実には第 5 層の実効性は規制委の担当外なので、規制委は技術レベルでも、「再稼働には規制委はタッチしない」と下を向いていうしかないのです。

世界的に見れば、原子力規制当局は、原発の稼働に関して判断権限をもつものですが、「原発の稼働・再稼働」の審査・判断権限のない、いとも珍妙な「原子力規制委員会」が日本に誕生することになりました。

# 第5層の審査は法令上誰も行わない

それでは、規制委から切り離された第 5 層の実効性は誰が審査・判断するのでしょうか?法的には誰も審査・判断しないのです。これは前頁で「原発推進勢力の設けたトリック」のところで簡単に見ました。この事情を前述の衆院・原子力問題調査特別委員会のやりとりからみてみましょう。

原発再稼働に関してはおかしなことに、日本の現行原子力規制法体系の中で、それに至るプロセスが明記されていません。(これも原発推進勢力が設けたトリックと考えることができます)従って、再稼働に関する法的プロセス問題は、どうしても現行法体系の解釈問題にならざるを得ません。ここでの菅氏の質問も、原発再稼働の法的プロセスの解釈問題の一つです。

菅氏「(規制基準に合格すれば)電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか、それとも・・・もう一つ、避難の問題とか(すなわち第5層の実行手段)についてはもう一つの条件。

・・・もう一つの条件として(一定の審査に)合格したのちでなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや(規制基準に)合格すれば事業者の判断で(再稼働を)やっていいという理解なのか、委員長の見解をうかがいます」

田中俊一委員長「我々が俗に言う適合性審査は、よく深層防護が 5 段階あると。で、5 つめが住民の防災避難計画でございます。その 4 段階目までは私ども(規制委)がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民避難計画がきちっとできた上でないと現実的には稼働という段階に入らないと認識しております」

菅氏「・・・5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、 OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、 これが全体の法体系だと。そういう理解ですか?」

菅氏「ですから聞いているんです。そこがキチンとなっている(原子力防災避難計画の実効性が確認されている)という何らかの決定とか手続きがなされない限りは、この炉規制法の方(規制基準適合のこと)はあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではないと。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですね?」田中委員長「その通りだと思います」(以上14頁右コラムのやりとりを参照)

つまり、原発再稼働の条件は、規制基準に適合する(第4層までを満足する)とともに第5層(その中心は防災避難計画)の実効性が担保されていなければ、再稼働に至らない、それが現行法体系の趣旨だということになります。

このことは次のことを意味します。

『規制基準の適合性審査合格(5 頁表 3 の第 1 層から第 4 層までをクリアすること)は原発再稼働の第 1 の法的要件、第 5 層の防護手段(その中心は避難計画)の審査・合格が第 2 の法的要件、この 2 つが合わさって、「再稼働の法的要件」となる』

それでは、第 5 層の防護手段、避難計画の実効性はどの行政 機関が審査し、合格証を出すのでしょうか?実はそのような行 政機関は、前述のごとく、法令上存在しないのです。菅氏はこ の点を鋭く突きます。

菅氏「それでは(第 5 層の)の実効性は、原子力規制委員会が 審査しないのだから、どの行政機関が審査・判断するのか?ど なたでもいいですよ、答えてください!

答えるのは山際大志郎経産副大臣です。

「法令上の、という話でございますので、その地方自治体が作った地域防災計画を、・・・法令上審査するということにはなっていません」(15頁左コラム。菅氏と山際氏のやりとり参照)

これは驚くべき回答です。つまり第 5 層の実効性は担保されないまま、再稼働に突入できるというとんでもないことになってしまいます。

もし 5 層の実効性を審査するとすれば、それは「住民の安全に第一義的責任をもつ 30km 圏自治体」が独自に行うしか道はないのです。法令上は、だれもそのことを妨げません。審査・合格を与える国の行政機関はどこにもないのですから、「住民の安全に責任をもつ」当該自治体 (30km 圏自治体) が担当しても法令違反とはならないからです。

こうして 30km 圏自治体同意は、再稼働の第 2 の法的要件、という解釈が導き出されます。以上の関係を法的要件としてフローチャートにまとめたのが、5 頁表 3 の「再稼働地元同意の法的仕組み」です。参考にしてみてください。

# 管直人議員、衆議院原子力問題特別調査委員会質疑 -2014年11月6日

今振り返ってみて、「原発から概ね 30km 圏自治体の同意は、 再稼働の法的要件」を巡る重要な動きが、2014 年 11 月に発生 していたことがわかります。その一つは、いうまでもなく元首 相菅直人議員の衆議院原子力問題特別調査委員会での質疑です。 11 月 6 日のことでした。詳しくはチラシ末にまとめてある資料 頁「菅直人議員質疑抜粋」で見ていただきたいのですが、菅直 人議員の質疑はおよそ次のような構造をもっています。

- ① 規制基準適合は原発再稼働の第 1の法的要件(異論なし)
- ② 原子力法体系全体は第 2 の法的 要件を要求していないのか?
- ③ 5層の深層防護を担保するには 5層の実効性が保証されなければならない。でなければ法的要件を満たさない(以上田中規制委員長答弁)
- ④ 5層の深層防護の第5層の中心 手段は、ベントからの避難計画 である。避難計画の実効性が保 証されなければ法的要件を満た さないということである。そう すると避難計画はこれでいいと、

- 避難を義務づけられている「概ね 30km 圏自治体」がいわないと、法的要件は満たせないということになる。
- ⑤ ④が正しいことを田中委員長、原子力事業者を代表して 出席している東電姉川常務がそれぞれの立場で確認。
- ⑥ そうすると、避難計画の実効性について、審査基準を設定しそれを審査する行政機関はどこなのか?
- ⑦ そのような行政機関は存在しない(以上山際経産副大臣の答 弁)



衆議院 原子力問題調査特別委員会

【参照資料】衆議院原子カ問題調査特別委員会 2014年11月6日 菅直人議員質疑動画より (https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I)

⑧ そうすると「30km 圏自治体」が「避難計画はこれでいい」ということが、第2の法的要件を満たすことになる。つまり「自治体同意」が第2の法的要件だ。(以上田中委員長が肯定し、姉川常務も肯定)

ただし、「自治体同意が再稼働の法的 要件」とする考え方は、原発推進勢力 が必死になって否定しています。少な くともマスコミを使ってこの考え方が 世間に広まらないようにありとあらゆ る手を尽くしているのが現状です。

# 静岡県川勝知事の「31km圏自治体同意必要」声明 - 2014年11月10日

6日の「菅質疑」から1週間後の11月10日、静岡県の川勝知事は、「概ね30km圏自治体同意」は原発再稼働にとって法的要件であることを、認め、肯定する声明を発します。

表4の静岡新聞の記事から引用します。

「中部電力浜岡原発の将来的な再稼働(これはもちろん検査のための起動という意味ではありません)について、少なくとも周辺 11 市町村と県の同意が条件になるとの認識を初めて明らかにした」

川勝知事は、恐らく6日の「菅質疑」を踏まえ、「概ね30km 圏自治体の同意」が再稼働の法的要件となっているとの裏付けをとった上で、この声明になったものだと思われます。

ただし静岡新聞は、他の主要マスコミ同様「自治体同意は法的要件ではない」という立場ですから、記事の趣旨は乱れてきます。つまり川勝声明を、中部電力と自治体が締結する「安全協定」の話に結びつけているのです。中部電力と自治体が結ぶ安全協定は、現在の原子力法体系の中ではなんら拘束力のない、いわば私的な協定ですから、この記事の文脈ではまったく関係のない話です。私たちは「再稼働法的要件」の話をしており、安全協定のような法的には全く拘束力のない話を絡ませることは、読者の混乱を深めるばかりの結果となります。あるいは混乱させ、正しい理解を妨げるために、静岡新聞は安全協定の話と絡ませているのかも知れません。(これはすべての主要マスコミも同様です)そして川勝知事は川内原発に関する伊藤鹿児島県知事の動きを批判している点が注目されます。

### 静岡新聞 2014年11月11日

静岡新聞NEWS

# **浜岡再稼働条件 川勝知事「11市町同意必要」** (2014/11/11 06:34)

中部電力浜岡原発(御前崎市佐倉)の将来的な再稼働について、川勝平太知事は10日の定例記者会見で、少なくとも同原発周辺の11市町と県の同意が条件になるとの認識を初めて明らかにした。11市町は重大事故への備えが求められる原発から31キロ圏にある。立地自治体だけが再稼働に同意した九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県薩摩川内市)のケースより厳しい条件を示した。

川勝知事は、国内で初めて原子力規制委員会が新規制基準への適合を認め、立地県・市が再稼働に同意した川内原発の事例から「今回明らかになったのは、安全を徹底的に検証することと、再稼働には同意が必要であること」と指摘した。

その上で、浜岡原発周辺では地元4市(御前崎、牧之原、掛川、菊川)に加え、緊急防護措置区域(UPZ、31キロ圏)にかかる5市2町(磐田、袋井、島田、藤枝、焼津市、森、吉田町)が中電との安全協定締結を目指していることを踏まえて「4市の協定と近い内容になる可能性がある。そうすると11市町の同意がなければ動かせないことになる」と説明。「UPZの自治体は備えをしなくてはならない地域。差し当たってこの方たちをしっかり入れる」と述べた。

一方、川内原発については「安全性に関して火山の問題が指摘され、同意に関して(川内原発のUPZ)30キロ圏の住民の意向が無視されたという意味では、見切り発車の面がある」と指摘し、「私どもは見切り発車をしない」と強調した。

【参照資料】静岡新聞

http://www.at-s.com/news/detail/1174140474.html

# 伊藤鹿児島県知事、川内原発再稼働同意表明 -2014年11月7日

11月6日の衆議院特別調査委員会での「菅質疑」、そして11月10日の川勝静岡県知事の声明、その間に挟まれる格好での、伊藤鹿児島県知事の「川内原発再稼働同意表明」-。伊藤鹿児島県知事の当時の発言内容を今読んでみて(16-17頁「伊藤雄一郎氏記者会見抜粋」参照)、川内原発1号機の現状を「再稼働」として既成事実化したいとマスコミを総動員する原発推進勢力の動きを勘案してみると、原発推進勢力は、伊藤鹿児島県知事を現場第一線の「斬り込み隊長」として使い、「概ね30km圏自治体同意が原発再稼働の第2の法的要件」とする共通認識が、日本社会に浸透することを妨げようとしたのだな、ということがよくわかります。

この認識が社会一般の共通理解になると、いいかえれば、川勝静岡県知事の認識や、菅直人議員の認識通り、原発再稼働には30km 圏自治体同意が法的要件とする認識が、日本の社会の共通理解になれば、なにが起こるか?それは事実上再稼働できる原発は日本に1 基も存在できなくなります。原発推進勢力は恐らくこの事態だけは絶対に回避したいのだと思います。

そのためには「概ね 30km 圏自治体同意が原発再稼働の第 2 の法的要件」と社会全体が気づく前に再稼働したい、原発を巡る状況は時間が経てば経つほど、国民の理解が進んでいく、時間をかけてはならない、とする思いは伊藤県知事記者会見に露骨に出ています。

「同意のプロセスが拙速ではないかという批判は当然あるかと思います。・・・いったん手続きが進みますと、私は拙速を厭わず、的確に迅速に進める・・・・県議会に参る形でお願いして迅速な(再稼働同意の県議会)決議をとらせていただきました」と述べさらには「実は周りにいろんな動きがありますので・・・・あまり時間をおいて判断すると、かえっていろんな事態を将来する可能性があるのでやむをえないのではないかと思います」と時間をかけるのは、原発推進勢力にとって得策ではない、という考えを示しています。(16 頁伊藤氏記者会見の左コラム参照)

そしてこの同意表明を受けてマスコミは一斉に「川内原発、年明けにも再稼働」と書き立てたのはまだ私たちの記憶にあたらしいところです。現実には今現在でも川内 1 号機は再稼働していない(131 回広島 2 人デモチラシ参照)どころか、これから詳しく見るように規制委員会の規制基準適合性審査にも最終合格していないのです。いかにこの時、「30km 圏自治体同意は法的要件」とする世論の広がりを断ち切ろうと、伊藤氏が焦ったかおわかりいただけると思います。

焦ったために、いくつかの無理を重ねなくてはならなくなりました。まず規制委員会の「基準適合」の解釈です。「(規制基準適合は) 私としては規制委員会により安全性が確認されたと考えております」と述べなくてはなりませんでした。(16 頁左コラム下) さらに、この時点では「原子炉設置変更許可」が出されただけなのに、無理矢理「規制基準に適合した」と述べなくてはなりませでした。伊藤知事にとって心強いことに、この時マスコミは揃って「川内原発規制基準合格」と書き立ててくれたので、あたかも本当らしく見えましたが、実際には合格していないので、その後いつまで経っても「再稼働開始」にならないのです。時間が経てばメッキが剥がれていくのです。(16 頁左コラム下)

中でも最大の無理は、「自治体同意は法的要件ではない」とした点でしょう。

「朝日新聞 コイケ:まず一つお伺いしたいんですけども、この地元の同意手続きっていうのは法的な、法的に定められた中身っていうのはないんですけども・・・。

伊藤知事:同意というのは法的な要件になっていないというのを考えると・・・。色んな意見があるので、一律に簡単に同意とは言えないよね、と。しかし我々が置かれている状況を考えると、我が国の、少なくともこの当面の判断としては原子力発電所の活用する以外に道がないというか、その方が国民全体の色んなことを考えた時にそれがベターだよね・・・」(16 頁右コラム下から17 頁左コラム上にかけて)

もし自治体同意が法的要件でないとするなら、なぜ川内原発30km 圏自治体を対象に規制庁職員を呼んで説明会を開いたのか、矛盾が生じます。それは30km 圏自治体にベント時避難が義務づけられており、30km 圏自治体の納得と同意がなければ、川内原発再稼働の法的要件が満たされないことを知っていたからに他なりません。

そして、**30km 圏自治体の住民一人一人の「人格権」を無視するような暴言**すら吐くのです。

「(30km 圏自治体である) UPZ、11 人ですよね、姶良市。あそこは反対…反対決議っていうか、廃炉決議をしました。(笑いながら) そういう事が起るんですねえ。じゃ廃炉決議を(住民わずか) 11 人の UPZ のところ(姶良市議会の廃炉決議をさす) がしたからといって、廃炉するのかねっていう、そこのところの全部の集約を考えると、鹿児島県においては従来からの蓄積もあり、ま、(同意も) 鹿児島県と薩摩川内市でいいだろう・・・」

と勝手に同意の範囲も自分で決めてしまうのです。しかし範囲は別として自治体同意が法的要件であることは認めてしまっています。



朝日新聞コイケ記者の質問に答えて「原発再稼働にあたって地元同意は法的要件になっていない」と明言する伊藤鹿児島県知事。この日の記者会見でのマスコミ各社の質問は、的を外れた質問ばかりだった。中には、伊藤知事に迎合するような質問も見られた。また、毎日新聞のツシマという記者などは、質問に先立って「お疲れ様です」と挨拶をし、まるで伊藤知事と仲間であるかのような印象を持たせるなど、マスコミ各社の報道機関としての劣化をうかがわせるに十分だった。

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014年11月7日 記者会見動画(全録) <a href="https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA">https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA</a>

# 原発推進勢力は、不同意宣言の30km圏自治体に どう対処するか

「原発から概ね 30km 圏自治体の同意」が、「再稼働の法的要件」、これは原発推進勢力にとって難問中の難問です。この問題に比べれば、規制委の規制基準適合(合格)の法的要件などは「エベレストの前の比治山」です。(超ローカルな話で申し訳ありません。比治山は広島市内にある小山で標高 70m。丘といっていいかもしれません。ただし頂上付近に ABCC=放射線影響研究所があります)

現実に、原発推進勢力がなぜ、九州鹿児島にある川内原発を 再稼働第一候補として白羽の矢をたてたかといえば、もっとも 反原発勢力が弱いこと、伊藤雄一郎という元自治省官僚が県知 事として居座っており、原発推進勢力の期待に添って、再稼働 への心強い「斬り込み隊長」として暴れてくれそうなこと、な どからでした。

このため原発推進勢力は九州電力に因果を含め、基準地震動の設定などであまり原子力規制委員会と対立を起こさないよう

#### 表 5

### いちき串木野市 意見書

# 市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書

2011 年 3 月 11 日 , 東北地方太平洋沖地震によって福島第一原発 事故が発生しました。事故収束の見通しは立たず、放射能汚染永の対策 は混迷を極め、今なお、十数万人の人々が故郷を追われ避難生活を余儀 なくされています。

福島県は本年4月30日、福島原発で新たな事故が起きた場合を視野に,約47万人の避難を想定した広域避難計画を策定しました。

本市においても「原子力災害住民避難計画」を策定し、去る6月18日から20日まで羽島小学校体育館、市民文化センター、いちきアクアホールの3会場で説明会が開催され、市民の皆さまから避難計画に対する切実かつ深刻な意見が述べられました。

#### その内容は

- ○県道川内・串木野線は狭陰で、地震による崖崩れの場合は避難そのものができなくなる。また、海抜も低く浮波が伴ったら通行不能となるため、避難道路の整備を優先すること。
- ○国道3号、270号が避難ルートとして示されているが,避難車両の 台数や地震・浄波等による道路事情によっては大渋滞が予測される。 市民の大量被ばくを防止するために30km圏外へ数時間以内で避難 できる計画を策定すること。
- ○30km 圏内の全ての病院や福祉施設の患者、入所者など要援護者や降がい者、高齢者など災害弱者の避難・誘導・擁送を確実にスムーズに行える計画とするとともに、避難先でも避難前と同じサービスが受けられる計画にすること。
- ○保育園、幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒を避難させるためのバス や運転者が確実に確保される計画であること。
- ○05km から 30kzn 圏内のヨウ素剤服用の説明と配布に関して、現実的な実施計画を第定すること。
- ○スクリーニングの場所、方法、除染後の排水対策などを確定すること。
- ○避難先として指定されている場所(受入先自治体)は、秋から春にかけて風下となるため,あらかじめ複数の避難先・避難経路を設定すること。
- ○姶良カルデラ等の火砕流や火山灰による火山リスクを想定し、避難計 画に盛り込むこと。

などであります。

いちき串木野・3万市民の不安や疑問を払拭し、いのちとくらしを守る避難計画となるように強く求めます。

平成 26 年 6 月 26 日 鹿児島県いちき串木野市議会議長 下迫田 良信 に、いうことを聞くようにと言い含めたのでした。(**この部分は 私の想像です。でもまず外れていないと思います**)

つまりもっとも「30km 圏自治体同意」に問題がないと見えたからでした。

ところがフタを開けてみたらどうでしょう。いちき串木野市議会は2014年(平成26年)6月26日、「市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書」をこともあろうに伊藤鹿児島県知事に突きつけたのです。(表5参照のこと)伊藤知事とすれば「なにを小癪な。ひと思いに握りつぶしてくれる」というところでしょう。

いちき串木野市議会の意見書は、まさに「5 層の深層防護」の生命線である第 5 層の実効性に真正面から疑問を提出する内容です。現在の原子力規制法体系の信頼性を根本から疑う内容となっています。

伊藤知事は、これは単に市議会決議でいちき串木野市の自治体表明とはみなさない、として無視の構えを見せています。しかし、伊藤知事は根本から自分の役割を勘違いしています。原子力災害特別措置法において、「住民の生命、健康、安全、身体の保護に第一義的責任を負うのは」当該市町村なのであって、鹿児島県は「(当該市町村の)事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する」に過ぎません。(災害対策基本法第四条第一項<都道府県の責務>)

いちき串木野市議会はまさに「防災に関する計画を作成し、 及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」(同第五条第一項〈市町村の責務〉)自治体の議会なのであって、住民に対する 責任の重さは、実質的にも法令上も鹿児島県などとは比べもの にならないほど重いのです。いわばいちき串木野市議会は主役 であり、鹿児島県は脇役あるいは調整役に過ぎません。伊藤鹿 児島県知事は自分を主役と勘違いし、のぼせ上がっているとい うしかありません。(売れない大根役者には往々にして見られる現象 です)

# 表6 姶良市議会で全会一致決議された「川内原発1号 機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」

### 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し 廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から3年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中での再稼動は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められる が明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようになる のか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保 上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発1号機2号機再稼 動に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを 求めます。

17

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発1号機2号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 11 日

始良市議会議長 湯之原 一郎 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

(※赤字は当方の強調)

#### <前ページより続き>

2014年7月11日、今度は姶良(あいら)市議会が爆弾決議をしました。「川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」を全会一致で決議したのです。(9頁表6参照)「避難計画に疑義がある」などといった生やさしいものではありません。再稼働に反対どころか廃炉まで求めています。市議会議員はほぼ全員が保守系議員です。本来原発推進を方針とする安倍自民党政権を地方から支える立場の議員さんたちです。それが「廃炉」まで踏み込んだ決議をしました。一部出版社系ジャーナリズムがこれを「姶良の反乱」と名付けたのはけだし当然というべきでしょう。

前頁で伊藤鹿児島県知事が「UPZ に 11 人。その 11 人のいうことを聞いて廃炉ができるか」と九州電力の社長みたいな発言をしていたことを紹介しましたが、姶良市は確かに 30km 圏自治体ではありますが、30km 圏に住居を構えている住民は 11 人しかいないのです。しかし 11 人が例え 1 人でも、姶良市には住民の生命・安全・健康を守る法的義務があるのです。まさに「一人の生命は地球より重し」です。伊藤氏は、国連憲章、日本国憲法など連綿として続く「個の尊重」思想を全く理解していない人物といわなければなりません。「個の尊重」の思想は、第二次世界大戦で多くの人々が個として尊重されずに虫けらのように死んでいったことへの反省として生まれ、一つの人権思想として定式化されたものです。

2014年9月30日、今度は**日置市が原案可決**ではありますが、 やはり**「実効性のある避難計画を確立するまで川内原発の再稼 働を許さない」**とするこれも明白な不同意決議をしました。(表 7参照)

つまり川内原発 30km 圏自治体のうち 3 自治体までが明白な「不同意宣言」をおこなっているのです。

#### 表7 原案可決された日置市の意見書

意見書第5号

## 川内原発再稼働の地元同意に係る意見書

全国のトップを切って川内原発が再稼働されようとしています。このような中で伊藤県知事は、原発再稼働の同意に係る「地元」は鹿児島県と薩摩川内市のみだとしています。しかし原子力災害対策特別措置法に基づいて制定された「原子力災害対策指針」は、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の及ぶ可能性のある区域を「原子力災害対策重点区域」とし、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要だとしています。そして、原子力施設から概ね30㎞を「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)に定めました。50㎞圏の福島県飯館村が避難を強いられた福島原発事故の実情を踏まえて大幅に改訂された原子力災害対策特別措置法が「対策」を求めている自治体は、原発事故の際に責任を負わざるを得ないだけに、それらの自治体の議会、首長の同意なしに川内原発を再稼働することは許されません。

記

原子力災害対策特別措置法に基づいて制定された「原子力災害対策 重点区域」の「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)を有する当 自治体の議会、首長の川内原発再稼働に係る同意なしに、鹿児島県は 川内原発の再稼働に同意しないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 平成 26 年 9月 30 日

鹿児島県日置市議会議長 宇田 榮

提出先 鹿児島県知事

【資料出典】鹿児島県日置市議会 平成 26 年 意見書·決議 http://www.city.hioki.kagoshima.jp/modules/content018/index.php?id=196 原発推進勢力は、この難問に立ち向かいクリアしなければならなくなりました。原発推進勢力にとって取り得る選択肢はさほど多くはありません。このため以下のようなシナリオを描き現在そのシナリオが進行中です。

# 1.「自治体同意は法的要件ではない」ましてや「30km 圏自 治体同意は法的要件ではない」とする世論を作り上げること。

この宣伝、世論操作のため一貫して日本のマスコミが大動員さ れることになりました。なぜこれで、難問クリアができるのか といえば、第一の法的要件を犯せば「原子炉設置変更許可」の 取り消しなどペナルティがありますが、「30km 圏自治体同意」 の第2の法的要件に違反しても全くペナルティがないのです。 つまり「やり得」です。唯一歯止めになるのは「世論の非難」 ですが、その世論をマスコミがうまく誘導してくれれば非難も 起こりません。第一、新潟県の泉田知事や静岡県の川勝知事の ように「概ね 30km 圏自治体同意が再稼働の法的要件」と気が ついている自治体関係者の方が少数派です。しかし時間の経過 と共にこれはやがては少数派でなくなることもまた事実です。 一刻も早く「再稼働の既成事実」を作って、再稼働状態にもっ ていかなければなりません。ところが肝心の九州電力がドジな 会社でいつまでももたもたしています。後でもみますが規制基 準適合性審査の最終段階のまた最終段階、起動後検査の真っ最 中に、復水器に海水を混入させてしまうようなトンマな電力会 社なのです。「再稼働問題に関する国民的理解が進めば進むほど 再稼働は難しくなり、原発推進勢力にとっては不利になる」― このことがわかっているだけに、原発推進勢力は気が気ではあ りません。「九州電力のバカ、ドジ、間抜け」とぼやいてみても はじまりません。そしてこの8月、ついに荒技に打って出ます。

### 2. 「検査のための原子炉起動」を「再稼働」として、一挙に「再 稼働」の既成事実をでっち上げること

このための宣伝プロバガンダ機関としてまたまたマスコミが 大活躍します。しかしこれは少し荒技過ぎます。というのは、「検 査起動=再稼働」としてしまうと、「使用前検査中」に、言い換 えれば、規制基準適合性審査合格前に「再稼働」がはじまるこ とになり、今後、たとえば「再稼働のための法的要件は規制委 員会の規制基準適合性審査に合格すること」などという議論が 成り立たなくなるからです。

そのため、川内1号機はなにが何でも「規制委員会適合性審査」に合格していなければなりません。ですから伊藤鹿児島県知事は前述の記者会見で「(2014年)9月12日、新規制基準に適合するとして原子炉設置変更許が出された」(16頁伊藤氏記者会見左コラム下方参照)と述べ、あたかも川内1号機が規制基準に合格したかのような印象を振りまき、首相官邸のWebサイトでは同じく「規制基準に適合するとして原子炉設置変更許可が出された」とする書きぶりとなるのです。事実は「川内原発1号機の原子炉設置変更申請は、規制基準に適合するとして許可された」なのであり、「同原子炉は、工事計画変更認可、保安規定変更認可がまだおりておらず、またそれに伴う使用前検査にも合格しておらず、規制基準適合性審査に合格、終了していない」なのです。(現在は許認可取得、使用前検査中)

それでは、原発推進勢力は今後いかにして、川内原発1号機の検査終了=適合性審査合格をして、「30km 圏自治体同意」をとりつけないまま、違法な通常営業運転再開=再稼働にもっていこうとしているのか、それを次に見てみましょう。

# そもそも川内1号機は、今現在、規制基準適合性審査に合格・終了しているのか?

表8は電気・エネルギー産業分野を対象とする日刊専門紙「電 氣新聞」の8月13日付けの電子版記事です。

電氣新聞は業界専門紙ではありますが、2006年に創刊 100周年を迎えた定評のある老舗新聞です。

8月13日といえば、川内1号機が11日に起動し、原子炉内での臨界を確認し、タービンを回して発電しようか、という頃にあたります。実際8月14日には、発電した電気を「並列」状態にし、いわゆる送電を開始しています。この「電氣新聞」の記事は、ちょうど「起動」と「送電」の間の状態を記述していることになります。

マスコミ各社が、11日の「検査のための起動」を「川内原発、2年ぶりに再稼働」と大々的に宣伝し、九州電力が14日の送電をもって「再稼働」と称したことは131回広島2人デモチラシでお伝えした通りです。また12頁に掲載している表10「通常営業運転=再稼働の流れ」の中でも、マスコミや九州電力がどの時点を「再稼働」と称しているかを明示していますので確認してみてください。

電氣新聞の読者はいずれも業界関係者です。彼らは目が肥えており、欲している情報は「正確な事実」です。また電氣新聞はこうした読者のニーズに誠実に応えてきたからこそ、100年以上生きながらえることができた、ともいえます。

表8で電氣新聞は、川内1号機の状況をどのように伝えているか?まず気づくのは、記事のどこにも川内1号機が「再稼働」、という文言が見当たらないことです。次に「炉物理検査」、「原子炉停止余裕検査」、「タービンを起動して性能検査を開始」などといった用語を使って、川内1号機が検査中であることも正確に伝えています。この記事の書きぶりとこのチラシ1頁に引用した朝日新聞・長崎潤一郎記者の「川内 あす出力上昇」の記事と比較してみてください。

電氣新聞の記事では、「8月下旬に定格熱出力一定運転に移行する」としています。読者は「定格熱出力一定運転」は検査中の状況であることを知っていますので、「検査中」とは書いていません。一方長崎記者の記事では冒頭に「再稼働した川内原発1号機」と書いてしまっているので、まさか川内1号機が「使用前検査中」であることを書くわけにはいきません。あくまで川内1号機は「合格」していなければなりません。ですから電氣新聞が「定格熱出力一定運転」としているところを「25日に出力100%のフル稼働の状態にする予定だった」と、通常営業運転に入っており「フル稼働」直前状態にあることを印象づけるのに懸命です。

実際にも、表9にあるように、川内1号機は、原子力規制委員会による、新規制基準適合性審査中であり、そのポジションは「使用前検査」の中の、「起動後検査中」なのであり、その「起動後検査」に必要な「原子炉起動」、「タービン起動」、「発電」、「送電」を行っているのであり、使用前検査は「定格熱出力一定運転」(定格熱出力のうち約1/3分が電気出力に変換されます。後は無駄な熱として環境に放出されます)が安定的に継続することを見届けるまで行われます。川内1号機は、現在「使用前検査中」であり、「検査合格証」はまだ交付されていません。規制基準適合性審査はまだ終了していない、第1の法的要件すらまだ満たしていないのです。である以上「川内原発再稼働」などということは金輪際ありえないのです。

# 表 8 日刊専門紙「電氣新聞」が伝える 川内原発の正確な現状説明記事

### きょう 1号がタービン起動へ

2015/08/13

### ◆予定通り臨界に到達

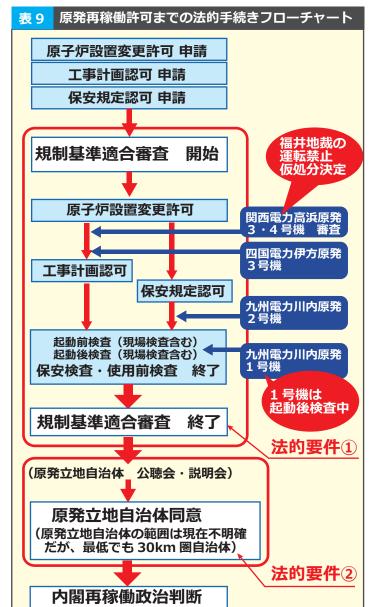
九州電力は、11日午前10時半に原子炉を起動した川内原子力発電所1号機が予定通り、同日午後11時、臨界に到達したと発表した。

12日には、1次冷却系統の木ウ素濃度が設計値と合っているかどうかなどについて調べる「炉物理検査」のほか、制御棒を部分的に挿入し核分裂抑制機能を確認する「原子炉停止余裕検査」を実施している。

きょう13日は午後3時頃に蒸気タービンを起動して性能検査を開始する予定。振動を確かめ、「タービンバランシング」作業の必要性を同時夜までに判断する。必要な場合は14日夕、不要な場合は14日午前に発電機を並列、送電を開始し、8月下旬に定格熱出力一定運転に移行する。(1面)

【引用出典】電氣新聞 News

http://www.shimbun.denki.or.jp/news/main/20150813\_04.html



【参照資料】『実用発電原子炉に係わる新規制基準について』 2013 年 7 月原子力規制委員会など。

# 川内1号機の「使用前検査」はいつ終了するのか

このため私は 8 月 25 日に原子力規制委員会 (直接的にはその事務方である原子力規制庁) に電話取材をしました。18-19頁に掲載している「原子力規制委員会と哲野の電話でのやりとり」がその時の取材の再現テキスト起こしメモです。詳しくは、そのやりとりを見て欲しいのですが、要するに川内 1 号機は現在使用前検査中であること、その中の起動後検査中であること、起動後検査は「100% 定格出力が安定的に行われる」ことを確認しました。(規制庁には同じ質問を何度も繰り返して行うので気が引けるほどです)

# 現在、川内原発1号機は「検査使用中」が法的状態

ところで、ここで重要な疑問があります。原子炉等規制法では、発電用原子炉施設は「規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない」(19頁表14 使用前検査 第四十三条の三の十一参照)とあります。それでは川内1号は「使用前検査中」であり、合格していないのだから「炉規制法違反ではないか」という疑問です。これに対する規制庁の答えは「違反ではない。前条項に "ただし原子力規制委員会規則に定める場合はこの限りではない"と但し書き条項がついている。川内1号はこの但し書き条項に該当する」

それでは川内 1 号が該当する「原子力規制委員会規則」とは何かといえば「それは 17 条だ」ということでした。それでは原子力規制委員会規則 17 条とは何なのかといえば、それが 1 9 頁表 1 5 の「第十七条」です。要するに「試験のために使用する場合」です。

つづめていえば、川内 1 号機は現在使用前検査中であり、その目的のため、原子炉起動や、臨界、発電タービン起動、出力開始、安定的定格一定出力 (100%出力の継続) などが、原子力規制委員会規則 17 条の下に、許されているということになります。それではこの検査はいつ終了するのか?

# 「九州電力から 5 号検査の日程が まだ申請されていない」

担当者の回答を引用します。

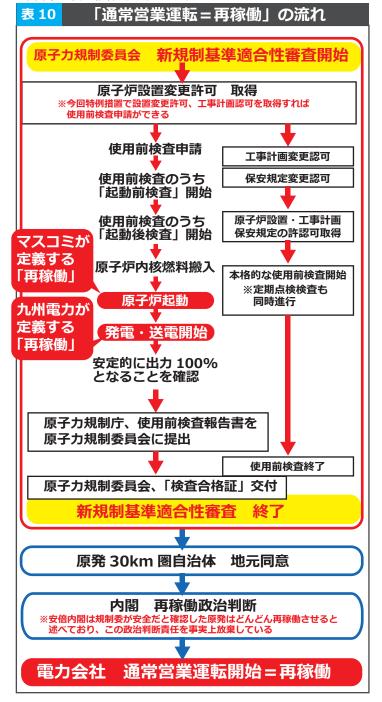
「わかりません。九州電力から 5 号検査(変更工事計画に係わる全ての工事が完了した時に行う検査)の具体的な日程がまだ申請されていないからです」

ここで明らかになったことは、九州電力は「工事計画変更認可」に伴う検査のうち最終の 5 号検査の日程をまだ規制庁に届け出すらしていない(2015 年 8 月 27 日現在)、従っていつ検査が終わるのかを具体的な日付けとして特定できないし、予測もつかない状態だということ。にもかかわらず、「9 月上旬には通常営業運転に」とか、いや「9 月下旬にずれ込みそうだ」とかマスコミに発表し、マスコミはそれを規制委にウラもとらずにそのまま"報道"し、混乱に拍車をかけている、今現在(恐らくはこれまでも、またこれからも)そんな"川内原発再稼働報道"がされているという実態も明らかになってきたのでした。

さらに規制庁に指摘されて私も今更ながら気がついたのですが、現在「川内原発 1 号機」は「定期点検中」です。原子炉等規制法で定める法的ステータスは確かに「定期点検中」なのです。

規制庁の担当者によれば、現在川内原発 1 号機は「新規制基準適合に伴う使用前検査」と、「定期点検中」に伴う「施設検査」を同時並行的に「受検」している状態で、「規制基準適合のための工事によって不具合が生じていないかの検査が使用前検査、長期間定期点検をした後、正常運転をするのに支障がないかどうかを検査するのが、定期点検に伴う施設検査」ということのようです。

しかし、時期ははっきり特定できないものの、いつかは使用 前検査も施設検査も終了します。その時、川内原発はいったん 原子炉の起動を停止しなければならないのでしょうか?という のは検査が終了すれば、原子炉等規制法の但し書き条項は適用 できなくなるからです。ところが、現実に九州電力は川内原発 1号機の運転停止をするつもりはなさそうです。というのは、 使用前検査が終われば原子力規制委員会は検査合格証を交付す るわけですが、検査合格証交付のその瞬間まで使用前検査中と し、九州電力にそのつもりがあれば、原子炉を止めないで、通 常営業運転に移行できるからです。



# やっと見えてきた原発推進勢力「再稼働戦略」のペテン

これまでのおさらいとはなります。

福島原発事故後(「3.11後」)、日本の原発世論はその80%以上が、反・脱原発となりました。こういう国民世論の中で、日本の原発推進勢力は、「原発の維持・継続」という課題を達成しなくてはならなくなりました。

その上ハードルはさらに高くなったのです。「原子力規制基準適合性審査合格」というハードルはともかく、「30km 圏自治体の再稼働同意」取り付けというとてつもない高いハードルは、なかなか越えられるものではありません。もっとも同意を得られやすいと見えた九州電力川内原発の「30km 圏自治体」からも、今のところ「いちき串木野市」、「姶良市」、「日置市」と 3 自治体から思わぬ「反乱」を受けている始末です。

一方原発再稼働の最終政治判断権限を握っている安倍晋三首相は「規制基準に基づいて審査を行い、適合すると認められた原発について再稼働を進めていく方針であります」(表 12 参照)と、再稼働の政治判断責任から完全に逃げ腰になっています。

不人気な原発再稼働政策の政治的決断を行って、ただでさえ 下降気味の内閣支持率の急落を招きたくないのです。

こうした中で、2 つのハードルを越えるにはどうしたらいいのか?これが原発推進勢力による「再稼働戦略」の基本課題です。

2014 年後半からの動きを見ていると、原発推進勢力は 2 つのハードルのうちの1つを「ハードルではない」とする戦略をとったように見えます。あるいは、現在の原子力規制法体系を構築する時から、「ハードル」を有名無実化することを考えていたのかも知れません。すなわち「30km 圏自治体の同意は法的要件ではない」とする戦略です。

この戦略は一見順調に進んでいるように見えました。しかし「川内原発再稼働」が近づき、避難計画が立てられ、避難訓練が開始され、5km 圏自治体に「安定ヨウソ剤」という一種の劇薬が配布されるころになると、原発周辺自治体(これは 30km 圏以遠の自治体も含みます)にようやく「原発苛酷事故」「人為的な放射能放出」による「避難」の実感が迫ってきました。

実感が迫るにつれ、避難計画の実効性に対する不安が大きくなっていきます。それは避難計画を策定した 30km 圏自治体自身が、内閣府の配布した「避難計画策定マニュアル」に沿って作成した一篇の作文、机上の空論に過ぎないことを知っていたからです。

そして川内原発 30km 圏自治体の中に、「いざベント、人為的 放射能放出に対して有効な避難計画ができるまで、原発再稼働 をすべきではない」という声が大きくなっていきました。「避難 計画の実効性に疑念を生ずる」とは、とりもなおさず「再稼働 不同意」であるとの「30km 圏自治体意思表示」に他ならず、このことは「30km 圏自治体同意」が再稼働の第 2 の法的要件であることを期せずして指摘することになりました。いったん葬り去ったはずの、そしてもっとも手強い「第 2 のハードル」が実体を取り始めたのです。

一方で九州電力は川内原発の再稼働法的要件獲得(「規制基準適合性審査合格」)にもたついています。「原子炉設置変更許可」を取得したのが 2014 年 9 月。それからもう 1 年経過しようとしているのに、まだ規制基準適合性審査及びそれに伴う使用前検査のプロセスをクリアしていません。まだ完全に合格ではないのです。時間がかかればかかるほど、国民の理解が進んでいきます。マスコミが全面的に援護射撃をしてくれるのですが、かつてと違い、現在はインターネットというコントロール不能、無政府状態の情報伝達手段が発達しています。インターネットを通じて国民が学習をし、「再稼働を巡る真実」が国民に拡散していきます。

そして 2015 年 8 月、原発推進勢力は「使用前検査中」の川内原発を、「再稼働」したとすることにしたのです。これにはやはりマスコミに全面的な協力をさせることにしました。

「再稼働」を既成事実化してしまえば、「第 2 の法的要件」の問題などは雲散霧消してしまいます。「ほら、30km 圏自治体の同意どころか、明らかな反対があっても川内 1 号機は再稼働したじゃないか」「やはり自治体同意は法的要件ではない。現実に

川内原発は再稼働しているじゃないか」 ということができるからです。しかしそ の再稼働も今のところ、実は「使用前検 査中」のフィクションに過ぎません。

ここで話が思い切って先走ります。今まで「原発推進勢力」としてきましたが、 具体的に誰が中心で指揮しているので しょうか?経産省でしょうか?電気事業 連合会でしょうか?

私の想像です。各自治体や首長に影響力を及ぼすことができ、またマスコミに圧力をかけて、これだけ大がかりで乱暴な仕掛けができる存在が原発推進勢力の中心に座っているはずです。それができる存在は誰でしょうか?私の想像です。原発推進勢力の中心は「首相官邸」を置いて他にはありません。

#### 表 11 第 9 4 代目総理大臣 菅直人氏 2011 年 5 月 6 日記者会見より



「国民の皆様に重要なお知らせがあります。本日、私は内閣総理大臣として、海江田経済産業大臣を通じて、浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転停止を中部電力に対して要請をいたしました。その理由は、何と言っても国民の皆様の安全と安心を考えてのことであります。同時に、この浜岡原発で重大な事故が発生した場合には、日本社会全体に及ぶ甚大な影響も併せて考慮した結果であります。」

表 12 第 9 6 代目総理大臣 安倍晋三氏 2014 年 3 月 10 日記者会見より



(質疑応答中、テレビ朝日の質問に答えて)

「福島の事故を経験いたしまして、国民の皆様が原発の安全性に不安を持つのは当然のことだと思います。福島の事故の教訓を踏まえて安全を確保していくことが大前提であります。その前提のもと、独立した原子力規制委員会が、世界で最も厳しいレベルの規制基準に基づいて徹底的な審査を行い、これに適合すると認められた原発について再稼働を進めていく方針であります。」

【参照資料】首相官邸 web サイトより http://www.kantei.go.jp/jp/96\_abe/statement/2014/ 0310kaiken.html 【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014年11月6日 菅直人議員質疑動画(この検索語ですぐにヒットします)

# 「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」を 衆議院原子力問題調査特別委員会で確認

**菅直人:**現在、川内原発に関しては(原子炉)設置変更許可がなされたのが、この 9 月 10 日であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、これらが全部、合格というか、承認された後に最終的に決定になると。

ですからまだこの中でいえば一番最初の設置変更許可が出された 段階で、その後のことはまだこれからだと。審査を進められてい ると、こういう理解を私はしているんですが。委員長、そういう 理解で間違いないでしょうか?

原子力規制委員会委員長 田中俊一: ご指摘の通り、間違いありません。

**菅直人:**報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道ではですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方でですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので。少なくとも規制委員会として、そういう報道を目にされた時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことを言って頂きたいということをお願いを申し上げておきます。

**菅直人:**今日は実は九州電力の社長に参考人としておいでいただきたいと言う風にお願いしていたんですが、それがかなわなかった中で、だからというわけではありませんが、東京電力はもちろん事故を起こしただけではなくて、原子力事業者としての立場があります。そこでこの原子力事業者たる電力会社というものが、どういう責任と権限を法律上課せられているのかということについて、少しお聞きをしたいと思います。(当日出席したのは東京電力常務執行役の姉川尚史氏であるが、姉川氏の資格は東電代表者ではなく、一般電気事業者=電力会社代表であることを菅氏は確認している)

現在、炉規制法等(原子炉等規制法:正式には『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』)、原子力災害対策特別措置法(『原子力災害対策特別措置法』が正式名称)(に原発再稼働に関する規定がいくつかあります。

まず炉規制法では、原子力規制委員会の審査に合格した後でなく ては原発を使用してはならない、つまりは**原子力規制委員会に合格をすることが一つの条件**になっております。

他方、原子力災害特別措置法では原子力規制委員会が原子力災害 対策指針を定めるとして、その指針に従って地元自治体が地元住 民の安全な避難とか、帰還ができる地域防災計画を作ることになっ ております。

そこでまずあえて原子力事業者である東電、今日は常務においでいただいておりますが、電力会社はですね、この原子力災害対策指針に基づく防災計画、避難とかそういうものが含んだ防災計画についてですね、どのような責任を負っているのか、法律的にどのような責任を負っていると理解されていますか?

東電 姉川尚史:避難については我々の認識、法律の理解は地方自 治体の方が責務を負っていると思っております。先ほどから申し 上げたのはそれに対して、我々が最大限の貢献をする、協力をす るという観点でお答えをしてしまいました。

菅直人:もう一度確認します。今自治体がと言われましたが少なく

とも原子力事業者である電力会社が最終的な責任を負っているわけではないと。負っていない。そういう意味ですね。今自治体が、と言われたのは。はっきり答えてください。

**姉川尚史**:ご回答いたします。ご質問の範囲が住民の方の避難、そしてその後の帰還を的確に行う責任、任務ということでしたので、それについては自治体さんが法律上も責務を負うという風になっているというのが私の理解でございます。

**菅直人:**事業者としては"(責任は)ない"ということですね。

姉川尚史: 事業者の一義的な責任ではない、と思っております。

管直人:まさにそうなんですよ。事業者の一義的な責任ではないんです。そこでお聞きします。炉規制法でですね、規制委員会の色んな手続きの審査に合格した後でなくては原発を使用してはならないという規定は…これは委員長にお聞きしたほうがいいんでしょうかね。合格すれば電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか、それとも今の話のようにいくつかの条件、ま、少なくとも2つですね。いわゆる新規制基準に基づく判断は、よく委員長が言われるように規制委員会がやるけれども、もう一つ、避難の問題とかについてはもう一つの条件。ここの炉規制法でいうのはあくまでいくつかの条件の中の必要条件として合格した後でなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや、合格したら事業者の判断でやってもいいという理解なのか。委員長の見解をうかがいます。

(すなわち、菅氏は、住民避難計画の存在は、再稼働を定めた法体系の中で必要条件なのかどうかを問うている)

田中俊一:まずあの、我々が俗にいう審査、適合性審査っていうのは、よく深層防護が5段階あると。で、いわゆる5つ目が住民の防災避難計画でございます。(原子力規制委員会の『深層防護(5層)』については、10頁表8参照のこと。田中氏は4層までは規制委の規制範囲だが、5層は範囲外である、と述べている)

その 4 段階までは私共がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民の防災避難計画については、これは国の定めでは県、あるいは当該地方自治体が行うことになっております。そういったものがキチッとできた上でないと現実的には稼働という段階には入らないという風に認識しております。

これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、そこの地域の住民の方々を中心としたそういった関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずであると。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます。

管直人:もう一度重ねてお聞きします。(避難計画など防災対策を)自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は4層まで、4段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分達は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の(法律上の)体系だと。5層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OKだとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だと。そういう理解ですか?

<次ページに続く>

# <sup>表 11-1</sup> 衆議院 原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員 質疑抜粋

【参照資料】菅直人(衆院)原子力問題調査特別委員会 2014年11月6日 https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I

#### <前ページより続き>

**田中俊一:**住民の防災避難計画についての法の定めっていうんですか、 それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますの で、そのことが法の定めであろうかと思います。

**菅直人:**ですから聞いているんです。その部分が法の定めということは、そこがキチンとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、この炉規制法のほうはあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではないと。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですね?

#### 田中俊一:その通りだと思います。

**菅直人:**ということはですね、その部分は一体誰が決めるんでしょうか?先ほど東電の常務は自治体といわれましたけれども、自治体が決めるということは、自治体がある意味では承認もできるけれども拒否権も持っているということになります。そういう拒否権を自治体が持っている、あるいは決めることができるという法律をわたくしは知りませんが、どなたか知っている人いますか?経産省でもどこでもいいですよ。

経済産業副大臣 山際大志郎:あの、避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなけばならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体が作るということでございます。

**菅直人**:全く答えになっていません。私は地方自治体が作ることを否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか?

山際大志郎: 法令上の、という話でございますので、その地方自治体 のつくった地域防災計画それがどのようなものであるかということ を、法令上審査をするということにはなっておりません。

管直人:まさにその通りで、審査をすることになっていないということは、それを最終的に決める手続きがないということではないですか。(菅氏は、深層防護5層のうち、4層までは審査が必要と明確に規定しているが、肝心の5層については、審査の規定がない、この法体系上の不備を突いている)

現実に川内原発の周辺では 30km 圏の自治体の中でも、確かに議会で薩摩川内市のように再稼働に賛成する決議も出されています。しかし他のいちき串木野市とか、姶良市のように、場合によったら廃炉まで求めている決議も出ているんです。これ、同じ 30km 圏の自治体です。そうすると、今のお話ですと、自治体が駄目だと言った時に、いや自治体が例え駄目だと言おうとも、それでやれるんだと言う法律はないということですよね。そうすると、ちょうど、東電の常務には気の毒ですが、もう一つだけお聞きします。最後に事実、行動として、再稼働するかどうか、簡単に言うと制御棒を抜いて反応をはじめるという、それがスイッチなのかレバーなのか知りませんが、それは事業者がやることになります。

そのときに今のような、問題が曖昧のままでやることができるんですか? それとも何か、政府からの明確な手続きに基づく命令とか指示とかがなければやれないということなんですか、どうですか?

**姉川常務執行役:** ご回答いたします。法律についての理解は先ほどお答えしましたけれども、我々事業者が制御棒を抜いて稼働するとい

準備のためにはですね、地域防災計画が定まっていることが必要ですし、我々の事業者防災業務計画がそれに整合するものでなければなりませんし、これを定めるにあたってはガイドラインが規制委員会からも定めておりますので、それに従っているものになっている必要があります。従ってそれに則した防災計画が、地域と我々で出来ていれば、出来れていればという条件ですが、防災についての一定の対応ができているんではないかと私は理解しております。

**菅直人:** そうすると例えば 30km 圏のある自治体がですね、それは 困ると。安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るとい えば、稼働は出来ないという理解ですね?今の話は。

**姉川尚史:**現在法律で定めている地域防災業務計画の義務があるのは立地している県、立地している地方自治体と理解しておりまして、その3者の地域防災計画が定まっていることが条件だと私は理解しております。

**菅直人:** その理解はちょっとおかしいんじゃないですか?つまり原子力災害対策指針を出されているのは原子力規制委員会ですよ。そこで概ね 30km という UPZ を指示して、そういう自治体にも地域防災計画を作るようにという指示が出ているんですよ。指示が出ているのは、立地県と立地自治体(直接立地自治体と言う意味)だけではありませんよ。今のは元々の根っこが間違っているんではないですか?

**姉川尚史:** 失礼いたしました。私の回答を訂正いたします。地域防 災業務計画は 30km 圏のものでございます。

**菅直人:** ということは先ほどのと重ねて言うと、**30km 圏自体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない。**そういう理解でいいんですね?

姉川尚史:はい、えー。・・・地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではないと。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。(姉川氏はここでも重要なことを述べている。すなわち少なくとも電気事業者は、地域防災計画が定まっていない=30km圏の自治体が原発再稼働に理解を示していない、と解釈する、と述べている点だ)

管直人:大変重要な回答を事業者からいただきました。何故こういう事を言うかというと、一部にですね、規制委員長もよくおわかりでしょうけども、規制委員会が合格を出したら、あとは電気事業者なり原子力事業者が、自由に、あとは任せられたんだというような言い方を時々する役所の説明が時々あるんですね。それホントにいえるの?というと、いやそれはちょっと、国会では言えませんと言って撤回しますが。ですから私は逆に、そういう風に最後の最後ですね、電気事業者が、原子力事業者が判断したんだという風になるのではないかと心配したわけですが、少なくとも、今の常務の認識、原子力事業者の認識はですね、そういった30km 圏の自治体がキチンと了解したということがない限りはやるべきじゃない、やらない、ということを言われたので、これは大変大きな、この問題での大きな発言として受け止めておきたいと思います。以上で終わります。

(菅氏の質疑は極めて重要である。法体系の不備を突きつつ 30km 圏自治体 同意は再稼働の法的十分条件であることを国会の場で認めさせたことになる からだ)

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014 年 11 月 7 日 記者会見動画 (全録) <a href="https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA">テキスト起こし <a href="https://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/genpatsu/restart/sendai/restart\_sendai\_ito\_20141107.html">https://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/genpatsu/restart/sendai/restart\_sendai\_ito\_20141107.html</a>

### 安倍政権の国策に沿って再稼働判断をする伊藤知事

伊藤祐一郎:・・・川内原発1・2 号機の再稼働について後で述べます諸般の状況を総合的に勘案をいたしまして、川内原発1・2 号機の再稼働については『やむを得ない』と判断をいたしまして、まず九州電力株式会社に対しましては安全協定に基づく事前協議に了承する旨の文書を発出いたします。

また国に対しましては 9 月 12 日付けの経済産業大臣からの要請文書にお答えする形で原発再稼働を進める政府の方針を理解する旨を経済産業大臣にお伝えしたいと思います。

皆様方ご承知のように私はこれまで原子力発電所につきましては、まず安全性の確保が大前提でありまして、川内原子力発電所の再稼働につきましては、国が安全性を充分に保障いたしますと共に公開の場で住民の方々に充分な説明を行った上で、薩摩川内市議会、薩摩川内市長、及び県議会の意向などを総合的に勘案して判断すると申し上げて参りました。

このたびの県議会臨時会におきまして、丁寧な御審議の上、県議会の御意向が示されましたので、この一連の過程がほぼ整いました。本日、従いまして本日、今述べたような判断をいたしました。

### 経済産業大臣の再稼働要請を最優先

以下、判断に至った経緯等についてご説明をいたします。

まず、第一に、政府の方針についてでありますが、当時の小渕優子経済産業大臣から私宛に平成26年9月12日付けの文書で、今般の川内原子力発電所の再稼働を進める政府の方針について理解を求める文章を頂き、その中でまず、エネルギー政策上の原子力発電所の必要性、2番目といたしまして、川内原子力発電所の再稼働の前提となる安全性の確保が確認されたこと、3番目といたしまして、万が一、事故が発生した場合には、国が責任を持って対処するということについて、政府の考えが明確に示されたところであります。

さらに 11 月 3 日でありますが、宮沢洋一経済産業大臣が鹿児島に来られまして、私や池畑 (憲一) 議長など、県議会の関係者に面談をしていただきました。その席で 9 月 12 日付けの文章を確認していただくと共に、我が国のエネルギー情勢やエネルギー政策、それから川内原発の再稼働を進めるという政府の方針について説明をいただいたところであります。

第二に安全性の確保についてでありますが、川内原子力発電所につきましては、原子力規制委員会において 1 年以上の期間をかけて新規制基準に基づく厳格な審査が行われ、去る 9 月 12 日に審査書が決定をし、新規制基準に適合するとして原子炉設置の変更許可が出されたところであります。

また、田中委員長は国会で世界最高水準の安全性は担保されたと発 言されており、**私としては原子力規制委員会により安全性が確保されることが、確認されたと考えております。** 

・・・第四に立地自治体の意向についてでありますが、立地自治体であります薩摩川内市の市議会におきまして、去る 10 月の 28 日に、再稼働を求める陳情が採択されますとともに、岩切市長から川内原子力発電所の再稼働を進めるとされた政府の方針につきまして、立地自治体として理解することと判断する旨の意向が示されたところであります。

第五に避難計画の整備についてでありますが、関係九州におきまして避難計画の作成は終了し、避難支援計画の作成も進みつつあります。

医療機関、社会福祉施設につきましては、原発から 10km 圏内の避難計画につきましては終了いたしております。10km 以遠につきましては原子力防災、避難施設等調整システムを整備をいたしまして医療機関等の避難先の整備にも活用することとするなど地域防災の整備が進められているところであります。またこれらにつきましては、国の原子力防災会議におきまして避難計画等について具体的かつ、合理的なものになっていることが確認・了承されたところであります。

### 適合性審査合格前に、適合性審査結果の説明会?

第六に最も重要な住民の理解についてでありますが、今回、避難計画の説明会を計 25 回実施いたしますとともに、新規制基準の適合性の審査結果につきましては、原子力規制庁の職員から計 5 回、直接関係住民にご説明するなど、類似の説明会を開催したところであります。また審査結果の説明会についての参加者等から、質問・要望等が多かったテーマであります、避難計画やエネルギー政策などの項目につきましては、補足的に説明する追加の説明会を実施をいたしました。これらの説明会は概ね静粛に行われておりまして、住民の理解の向上に寄与したと考えております。さらに 30km 圏内の全所帯に審査結果についての説明会資料やご質問への回答を配布したところであります。まぁ、今後ともあらゆる機会を捉まえまして、さらに住民の理解が進

第七に、我が国のエネルギー政策に占める原発の必要性についてであります。国は平成 26 年 4 月 11 日にエネルギー基本計画を閣議決定いたしました。原子力発電所につきましてはその安全性の確保を大前提に、我が国にとって低廉かつ環境負荷の少ないエネルギー電力の安定供給が国民経済の健全な発展にとって重要であるとの政府の考えが

示されております。

・・・以上が私の今回の再稼働についての基本的な考え方であります。

### 地元同意は再稼働の法的要件ではないとする伊藤氏

また皆様方からご質問等いただきたいと思います。

むよう進めてまいりたいと考えております。

**司会:**はい、まず最初に県政記者クラブ幹事社の方から質問をお願いいたします。

**MBC 南日本放送** ジョウコウジ: えー幹事社の MBC 南日本放送のジョウコウジです。川内原発の再稼働については「止むを得ない」ですとか、あるいは「政府の方針を理解する」と、こういった比較的ソフトな表現かなと思うんですが、ま、これは、今日の県議会の採決でも反対派の方がたくさん押し寄せたり、あるいは県民の意見が二分するような大きな問題であったということもあると思うんですが、そのあたりの影響っていうのはあるんでしょうか?

伊藤祐一郎:あの~、原子力発電所につきましては、色んな意見の方がいらっしゃいます。賛成する方、反対する方、色んな方がいらっしゃいますので、一律的に賛成という立場はなかなか取りにくいのかな、と思います。ただ、私としては、諸般の情勢、先ほども言いましたような諸情勢でありますが、それを総合的に勘案いたしますと、ま、やはりあとしばらく、当分の間は原子力発電所の活用をせざるを得ない、と考えておりまして、ま、そういう意味でやむを得ないという言葉を今回は使わせていただきました。

朝日新聞 コイケ:朝日新聞のコイケと申します。まず一つお伺いしたいんですけども、この地元の同意手続きっていうのは法的な、法的に定められた中身っていうのはないんですけども、今回のこの知事の 〈次ページに続く〉
※赤字は当方による強調

# <sup>表 12-2</sup> 2014 年 11 月 7 日 鹿児島県知事 伊藤祐一郎氏 記者会見発言 抜粋

#### <前ページより続き>

「やむを得ない」という、あと「理解する」というところをとって、「知事が再稼働に対して同意した」という風にみてもよろしいですかね?

伊藤祐一郎:同意というのは法的な要件になっていないというのを考えると、必ずしも同意という言葉で整理しなくてもいいと思いますが。 先ほども申しましたように川内原子力発電所について九電に対しては 事前協議に対して「了承」、そして国に対しては「理解する」という言葉を使いますので、ま、そういう意味で今回は「やむを得ない」という言葉を使ったということでありますね。

### 鹿児島県民に考える時間を与えない

毎日新聞ツシマ:毎日新聞のツシマです。あ、お疲れ様です。と、同意書…審査書がですね、確定してからですね2 か月という期間を、非常に急いでいるんじゃないかという声が県議さんの中からも聞こえたんですが、知事のその見解とですね、この同意に至るまでのですね、プロセスが今後例えば他の、審査に合格してくる原発が出てくるだろうことが予想されるなかで、他の立地自治体、他府県にですね、どういう影響を与えるかという知事のお考えをお聞かせください。

伊藤祐一郎: えーあの、同意のプロセスが拙速ではないかという批判 は当然にあるかと思います。が、私の頭の中では3期目の選挙をやった、 2 年ちょっと前からのテーマでもあり、県議会等々でもずっとその質 問を受けてまいりました。そしてまた審査書が出されてからも 1 年以 上の年月が経過しておりまして、その間もずっと今回の審査書が出て きた後の事態をシミュレートしています。従ってその後、ま、住民説 明会等々の対応を取ったわけであります。ただ、極めて内容が専門的 なので、まずは避難計画から入ろうということで避難計画は 25 回開 催させていただきました。そして 5 回にわたる説明会。これも一般的 に公募してるんでありますが、ま、なかなか、その、人が集まらないとか、 充分に会場が埋まらないという事情がございました。ただ、我々とし ては、今の諸手続きの中で、考えられる最高の説明会は、最大レベル のですね、持ったと思います。そして余所のところでこのような説明 会が出来るかというと、私は必ずしもそんなに簡単に行かないのかな と思ってます。相当な根回しをした上で、相当な準備をして臨んでま すので。簡単に説明会ひとつとっても出来るわけではありません。そ ういうのを重ねながら、今回の結論に到達したということでもありま すので。いったん手続きが進みますと、私は拙速を厭わず、的確に、 迅速に進めるというのが、私の行政の哲学でもありますので、その際 は県議会に参る形でお願いをして、迅速な決議を取らさせていただき ました。実**は色んな周りに色んな動きがありますので、**やはりここは あまり時間を置いて判断すると、かえって色んな事態が招来する可能 性もあるので、やむを得ないのではないのかなと思います。従って先 ほどの、他の原発への影響はどのようなことを考えているの、という 質問なんですけど、一般的に先行事例になるのは確かなんであります が、鹿児島と同じような形では私は出来ないと思ってまして、それぞ れの地域ごとに、その地域において一番適切と思われる判断をなさる のがいいのかなと思うんですね。ただ非常に一般の説明会とか、そう いうのは当然要請されるかと思いますが、それはそれぞれの地域地域 で知恵を出して、一定の結論に到達していただきたいと思いますね。

#### (西日本新聞 ユノマイの質問に答えて)

伊藤裕一郎:・・・それから色んな批判もいただきました。避難計画が不十分でありますとか、同意の範囲とか。ま、これも幅広く斟酌しなきゃいけない面もあるんでありますが、避難計画等については私は鹿児島の地域は、ある程度スムーズに進んでいると思っているんです。と言いますのは、今回の避難計画、避難計画に基づきまして、極限ら

れた分野、要援護者の支援計画等ですね。これも来年の 2 月くらいまでには出来上がるのではないかと思いますので、フルバージョンで一応、避難計画は出来上がります。その次はその実効性であります。実効性について、その一見、交通の問題とか、それから収容施設の問題等指摘される方がいるんでありますが、私はそこはですね、我が国は色んな災害等々多発する地域であり、結構その先行事例持ってます。

### 川内原発の放射能放出からの避難はマイナーな話?

この前のあの広島の、大水害の時に、直ちに自衛隊が動き、警察が動き、全国から支援が届き、国全体のパワーが動きました。そしてすぐ、的確な避難に導いたのではないかと思いますが、これからたぶん、その原発等々の事故が起るとですね、そういうことであって、あんまりその、手段でありますとか、マイナーな話は私はあんまり心配する必要がないと思います。

何よりも、**実は避難するのに、相当の時間、時間的な余裕**があります。これは今回の審査、規制委員会等の審査を受けた、で、合格した原発が、どういう形でその後、炉心等々が変化するかっていう時間軸で追っていくと、実はけっこう時間があるので、ま、そういう意味でゆっくり動けばいい。

はたまた、もう一つは、実は、ちょっと専門的な話になって恐縮ですが、ま、要するに今回の制度設計というのは 100 万年に 1 回の事故を想定するわけですよね。そしてその時は 100 テラベクレル。それが同じ条件で同じうような事故が川内に起こった時にどうなるのかっていうのは、実は5.6 テラベクレル。そうすると炉心から5.5 キロのところは毎時 5 μシーベルトなんですよね。5 μシーベルトというのは、20でもって初めて避難ですから。動く必要がない。家の中にいてもいいし、普通に生活していても良いという。そのレベルの、実は、放射能しか、人に被害が起こらない。5 μシーベルトというのは一週間ずっと浴び続けて胃の透視の3分の1ぐらいの放射能ですね。実はそこまで追い込んだ制度設計をしているので、時間もあるし、避難計画が実際にワークする、そういうケースもほとんどないだろうし、まずそれがたぶん、あと川内原子力発電所10年、そうすれば止まるかもしれませんが、において考えると、だいたいそれでカバーできるのかなと内心思ってます。

#### 「姶良市はわずか 11 人の反対 | 問題にならない?

それと同意の範囲。従って同意の範囲も、従来のスキームで良いと。 ありとあらゆる、その、今まで、議論をしてきました。その立地の市町村、 立地の市、ないしは県は。相当な知的集約もあります。ですから、そ れを一律に拡大すると、きわめて原子力発電所について理解の薄いと ころ、知識の薄いところで一定の結論を出すというのは、必ずしも我 が国の全体をまとめる上において、錯綜するだけで、賢明なことでは ないと私は思うんですよね。

UPZ、11人ですよね、姶良市。あそこは反対…反対決議っていうか、廃炉決議をしました。(笑いながら)そういう事が起るんですねえ。 じゃ 廃炉決議を 11 人の UPZ のところがしたからといって、廃炉するのか ねっていう、そこのところの全部の集約を考えると、鹿児島県においては従来からの蓄積もあり、ま、鹿児島県と薩摩川内市でいいだろう。 そしてそれは九電の社長さんが全部の首長さんを回りましたときに、だいたい首長さんレベルはそれで…それでご了解を頂いてると思うんですよね。そこはだから皆さん方の個別の取材と、実際にその社長さん市長さんとの会話、私と市長さんとの会話等々は若干ずれてるテーマではないかと思いますね。

# 表 13-1 原子力規制委員会と哲野の電話でのやりとり(2015 年 8 月 25 日)

**哲野**:何度も同じ事を聞いて申し訳ないのですが、現在進められている川内原発1号機の使用前検査についてお尋ねをしたいのです。

**規制庁広報**:現在検査担当の人間が、国会対応の準備で打ち合わせに出ております。

**哲野:**いや、さほど難しいことをお尋ねするわけではなくて、使用前 検査についての基本的な内容なので、広報の方で十分だと思います。

規制庁広報: それでは、どうぞ。

**哲野:**現在、川内1号機は使用前検査の中の起動後検査中だと、まず こういう理解は正しいですね?

**規制庁広報:**その通りです。ただし、ある1点から起動前検査、起動 後検査と明確に分けられるわけではないし、また、設備検査、保安 検査も継続して行っております。

**哲野:** ああ、そうでしたね。設備検査の中にはいわゆる、1~5号の 検査も含みますよね。

規制庁広報:その通りですね。

**哲野:** この検査というのは、同じ事を何回も確認して申し訳ないのですが、炉規制法で定められた検査だと。従って、原子炉起動→臨界状態→タービンを回して発電→定格出力 100%→安定的に出力、までをキチンと確認をすると。こういう検査ですよね。

規制庁広報:その通りです。

**哲野:**ですから、検査合格をしないといわゆる規制基準適合性審査は 終了しないと。

規制庁広報:原子炉設置変更許可、工事計画変更認可、保安規定変更認可は取得していますので、許認可は終わりましたよと。ですから、現在審査合格という状況ですが、適合性審査全体を通して言うと、 検査合格とならなければなりませんので、検査合格となった時点で規制基準適合性審査全体が終了となります。

**哲野:** これ、検査合格証というのは、何か紙の形で出るんですか? それとも口頭で OK だと?

規制庁広報:様式まではまだ決まっていませんけれども、必ず紙の形で出します。ですからこの検査合格証が出た時点で新規制基準適合性審査終了と、合格と、こういうことになります。

**哲野:**いや、これ何回も私が同じ事を確認するのは、やはりマスコミがあたかも川内1号機は審査全体に合格してるんだと、今は再稼働してるんだと、こういう報道をするもんんですから私も混乱してきているからなんです。マスコミの混乱した報道ぶりをどうお考えになりますか?

**規制庁広報**:マスコミさんには独自の考え方がそれぞれあって、それ ぞれ記事を書いておられる。我々があれこれ論評する立場にはない ですねえ。

哲野: それはそうでしょうが、明らかに事実とは違う、国民をミスリードする、そういう報道についてはやはり何か、コメントを出されるべきではないでしょうか。

規制庁広報:原子力規制委員会なり原子力規制庁なりの仕事の内容に ついてミスリードするような報道があればそれはキチンと対応しよ うと考えています。

**哲野:**検査の話に戻るんですけれど、検査が終わりましたと。規制庁さんが規制委員会に検査報告書を提出します。そして原子力規制委員会がそれを承認して検査合格証を出す、と。こういう流れという話なんですが、検査報告書を出して検査合格証を出す間、どうしてもタイムラグが生まれると思うんです。そのタイムラグの間、川内原発1号機の法的ステータスはどうなるんでしょうか?

規制庁広報:質問の意味がよくわかりません。

**哲野:** すみません、今現在川内1号機は起動し発電し出力しています。これ、炉規制法でいう合格前の使用ですから本来炉規制法違反と見えますけども、炉規制法では「規制委員会の規制規則に該当する場合はこの限りではない」という条文があって、該当する規制委員会規則は検査のための使用は出来るとしてありますので、当然、現在の川内1号機使用は違法ではない。ところが、検査が終われば、つまり検査報告書が出れば、この但し書き条項に該当しないので、川内1号機は規制基準に適合するまで使用できない、つまり検査のために起動した原子炉はいったん、起動を停止しなければならないのか、あるいは合格証が出るまでは検査中であるという考え方で、つまり合格証が出るまでは炉規制法でいう但し書き条項に該当してずっと起動状態を続けることができるのか。ものすごく細かいことを聞くようですが、結構重要な問題になってきますので確認をしたい。

**規制庁広報:** そういう質問になると、やっぱり検査担当に聞いてほしいですね。今いませんので午後には戻ってくると思いますから、直接電話してもらえますか? それとも私のほうから電話させましょうか?

**哲野:** いや、みなさんお忙しいので私の方から午後遅くにでも電話いたします。色々ありがとうございました。

#### (午後、安全規制管理官・発電炉施設検査担当に電話)

哲野:川内1号機の検査についてお尋ねをいたします。川内1号機は現在使用前検査中で原子炉を起動、発電、出力と。これは100%定格出力まで見届けられるんでしょうけど、これは炉規制法の第2節、第43条の三の十一「原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。」(19 頁表14参照)の条項がありますから、川内1号機は検査合格していませんのでこれを使用してはならない、という事なのかというと先ほどの文言の後に、但し、原子力規制委員会規則で定める場合はこの限りではないという但し書き条項に該当するんですよね。

検査担当:そうです。

哲野: この但し書き条項に該当する規制規則の意味内容は、検査中は 使用が出来るという意味合いですよね。あれ、何条でしたっけ?

検査担当:17条です。(19頁表15参照)

哲野:川内1号機は現在法的には規制委規則17条に基づく使用中だと、 こういう理解でいいですよね?

検査担当:その理解で正確です。

**哲野:** 私の質問は17条適用の法的ステータスはいつの時点で外れるのか、というものなんですよ。

**検査担当:** ちょっと整理しますと、川内1号機は検査合格前であるにも係わらず、現在使用されている、と。これは規制規則17条に該当する使用であると。いつの時点で規制規則17条適用が出来なくなるのか、とこういう質問ですか?

哲野: そうそう、そういう質問です。もうちょっと具体的に言うと、 検査合格証が出た時点では明らかに検査終了ですから規制規則 17 条はもう適用できない。これはハッキリしています。それでは、検 査合格証が出る前に検査は当然終了するわけですから、検査終了と 検査合格証取得の間には当然タイムラグが生ずるだろうと。その間 の法的ステータスはどうなるんだろうかと、これをお尋ねしたい。

検査担当: 質問のご主旨、良く理解できました。検査合格証が出されるまでは検査中であるという考え方をします。

<次ページに続く>

# <del>表 13-2</del> 原子力規制委員会と哲野の電話でのやりとり(2015 年 8 月 25 日)

#### <前ページより続き>

**哲野:**ですから考え方としては、検査合格証が出されたその時点で、 検査が終了すると、それまでは検査中であると、こういうことにな りますよね。**つまり川内 1 号機の起動状態はそのまま継続できる、 いったん原子炉を停止する必要はない**、とこういう理解でよろしい ですか?

検査担当: ええ、その通りです。しかしそれはあくまで規制基準適合の観点からの話で川内 1 号機の場合はこれで全部法 的要件を満たしたかというと、そうではないです。

哲野: え? それはどういうことですか?

検査担当: 今まで新規制基準適合の話ばかりしてきましたが、 それとは別に、川内 1 号機は定期点検に伴う検査、施設検 査を受けて、こちらの方は合格ではなくて、修了という言葉 を使いますけれども、この定期点検に伴う施設検査を終了し なければ運転という法的状態にはなりません。

**哲野:** なるほど、言われてみれば。私は今まで規制基準適合の話ばっかり頭にあったもんですから、川内1号機が現在「定期点検中」というステータスだったことを全く忘れておりました。なるほど定期点検中の原発を運転するには、規制当局の施設検査を受けてこれに合格というか終了しなければいけないことをすっかり見落としていました。そうすると、規制基準適合に伴う使用前検査と、定期点検に伴う設備検査は順序的にいうとどうなるんですか?

検査担当:実際には九州電力からは両方の検査申請がありますので、 両方同時に進めています。考え方としては使用前検査では、工事計 画変更認可に伴う検査、つまり色々工事していじってますんで、そ の変更を加えたことによって何らかの不具合が出てきていないか、 これを検査します。定期点検に伴う施設検査では、「安定した運転」 が出来ているかどうかを検査します。

**哲野:**いわゆる1号から5号までの検査、工事計画変更認可に伴う検査ですね。これが使用前検査だと、こういうことですね。規制庁さんが公表されている検査日程を見てるんですけど、いつまでたっても5号検査のスケジュールが出てこないんですよね。(5号: **工事の** 

計画に係わる全ての工事が完了したとき行う最終検査) これはいつするんですか?

検査担当:いや、5号検査申請は当然九電から出てるんですけど、具体的な日程がまだ申請されていないんですよ。

哲野:いや、9月中にやるという申請じゃなかったですかね。

**検査担当:** いや、そりゃそうですけど、何月何日といってくれなきゃ、 こちらも動けませんから、日付を指定して申請してくれなきゃいけません。

**哲野:** そりゃ、そうですよね。ということは、5 号検査は、つまり最終検査は日程未定だと。いや、でもそれはおかしいです。九電の公表している「川内原子力発電所の状況について」日報の中のフローチャートにはちゃんと「100%定格出力一定運転」の日程が入ってますよ。私、そのフローを目の前においてしゃべってるんですけど。

**検査担当:**そのフローに日付は入ってますか?

**哲野:**日付?あ、ほんとだ、入ってない。

検査担当: そうでしょ。スケジュール決まってないんですもん。

**哲野**: じゃあ、使用前検査がいつ終わるのかというスケジュールもめ どが立っていないということになりますね。

検査担当:日付ベースではまだわかりません。それに検査ですから、 何が出てくるかわかりません。

**哲野:** 新聞報道のことを言うのもちょっとおかしいんですけど。新聞報道では100%運転開始の時期をかなり断定的に書いてますけどね。

**検査担当:** それは新聞が書かれることだから、私はなんとも言いようがありません。

**哲野:**いや、ま、そりゃそうです。あの〜検査のための起動を、マスコミは何で「再稼働」と報道するんでしょうかね。そのたびに私なんか混乱しちゃうんですよ。

**検査担当:**あっはっはっは。いや、失礼しました、ま、「再稼働」の定 義も法的にハッキリしてるわけじゃないし、マスコミの書かれるこ とについてはなんともいいようがありません。

※赤字は当方による強調

### 表 14 炉規制法 第四十三条の三の十一 抜粋

#### 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 抜粋

(最終改正:平成二六年六月一三日法律第六九号)

#### (使用前検査)

第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九第一項若しくは第二項 の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又 は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設 (その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。)は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

【参照資料】http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO166.html

### 表 15 原子力規制委員会規則 十七条 抜粋

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」 抜粋 (最終改正: 平成二六年一二月一〇日原子力規制委員会規則第七号)

第十七条 法第四十三条の三の十一第一項 ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 原子炉本体を試験のために使用する場合であって、その使用の 期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を 受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。 承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合
- 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合(前二号に掲げる場合を除く。)において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めた ときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

### 【参照資料】

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S53/S53F03801000077.html

# 本日のトピック

- なにがなんでも川内原発1号機を「再稼働」にしてしまいたいマスコミ各社 - 違法な再稼働が強行されようとしている
- 原発を巡る日本社会、「3.11」後の劇的変化
- 原発 30km 圏自治体同意がなぜ再稼働の法的要件なのか
- 菅直人議員、衆議院原子力問題特別調査委員会質疑 2014 年 11 月 6 日
- 静岡県川勝知事の「31km 圏自治体同意必要」声明 2014 年 11 月 10 日
- 伊藤鹿児島県知事、川内原発再稼働同意表明 2014 年 11 月 7 日
- 原発推進勢力は、不同意宣言の 30km 圏自治体にどう対処するか
- そもそも川内 1 号機は、今現在、規制基準適合性審査に合格・終了しているのか?
- 川内 1 号機の「使用前検査」はいつ終了するのか
- やっと見えてきた原発推進勢力「再稼働戦略」のペテン
- 衆議院 原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員 質疑抜粋
- 2014 年 11 月 7 日 鹿児島県知事 伊藤祐一郎氏 記者会見発言 抜粋
- 原子力規制委員会と哲野の電話でのやりとり(2015 年 8 月 25 日)



# There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

# 現在日本は、福島第一原子力発電所事故による 「原子力緊急事態宣言」下にあります

(2011年3月11日19:03発令)

一人一人がいま、正確な情報を知り、知ろうとし、考えることが大切です 一人一人が正確な情報を知ろうとすることだけでも、それは解決の方向に向かう大きな力になります

毎回、チラシのテーマ・内容が違います。過去チラシも是非ご参考にしてください http://www.inaco.co.jp/hiroshima\_2\_demo/